

高松市屋外広告物の手引き

令和元年7月改訂版

高松市都市整備局都市計画課

目 次

屋外広告物とは	1
屋外広告物の表示（設置）の流れ	2
屋外広告物許可申請手数料早見表	7
地域区分	8
許可申請が不要な広告物（抜粋）	13
許可基準（上乘せ基準等）	
✎交差点規制	14
✎色彩規制	15
✎電光可変表示装置を使用する場合	16
✎相互間距離規制	16
✎許可できない広告物	17
許可基準（広告板）	18
許可基準（屋上広告）	20
許可基準（壁面広告）	22
許可基準（その他）	24
屋外広告物安全点検制度	25
既存不適格広告物	27
違反広告物・違反施工業者への対応	28
屋外広告業登録制度	29
法令集	33
✎屋外広告物法	35
✎高松市屋外広告物条例	44
✎高松市屋外広告物条例施行規則	65
✎高松市告示	91
様式集	95

屋外広告物とは

屋外広告物とは、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に規定されており、次の 4 つの条件をすべて満たすものをいいます。

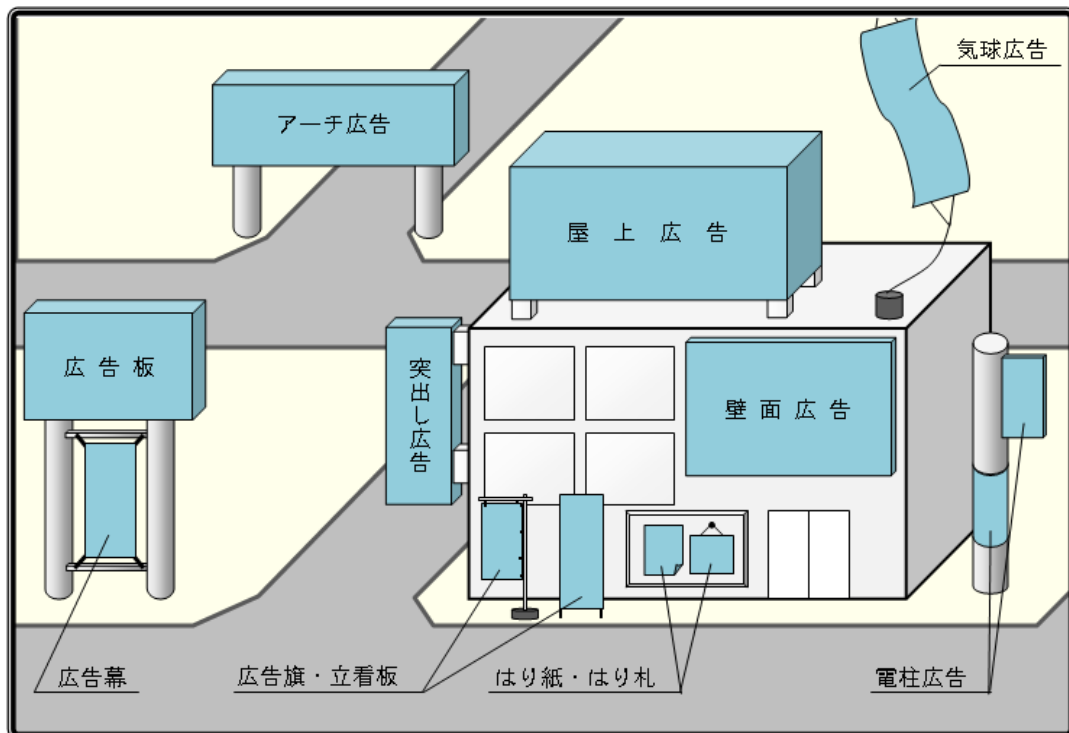
したがって、営利的な商業広告だけでなく、具体的なイメージを表しているもの（絵、商標、シンボルマーク等）や非営利的なものであっても、条件を満たしていれば表示する内容に関わらず屋外広告物となります。

❖屋外広告物の4つの要件

- ❶ 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ❷ 屋外で表示されるもの
- ❸ 公衆に表示されるもの
- ❹ 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの

※ガラス面の内側から表示する広告物や、敷地内に入らないと見ることのできない広告物は、屋外広告物に該当しません。

❖屋外広告物の種類



※上記以外にも、消火栓等を利用した広告物もあります。なお、車両・船舶等を利用した広告物も屋外広告物に該当しますが、本市では適用除外として規制対象にしていません。

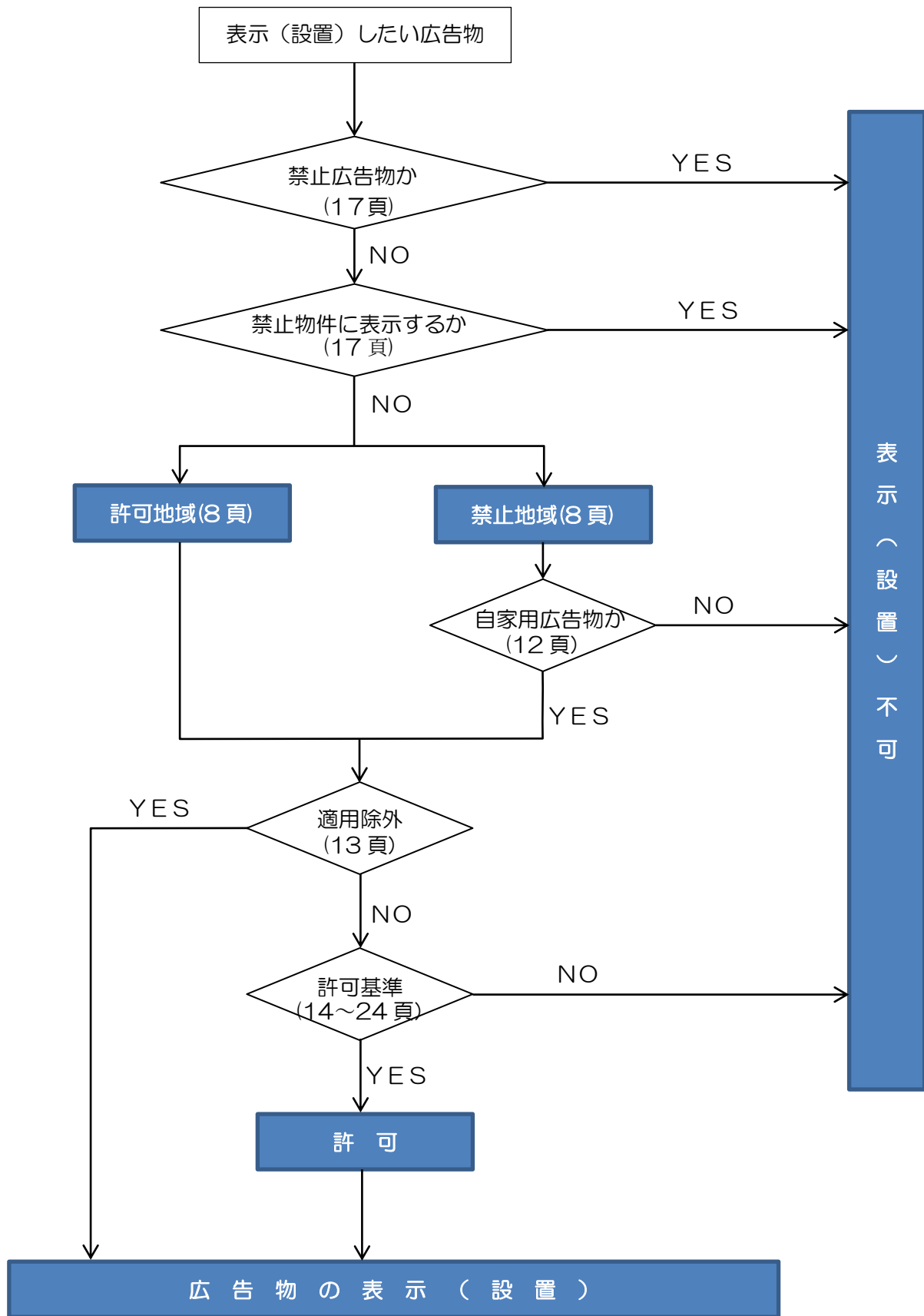
❖屋外広告物を表示（設置）する前に許可を受ける必要があります。

屋外広告物を表示（設置）する場合は、適用除外となる場合（13ページ参照）を除き、事前に市長の許可を受ける必要があり、地域区分に応じた許可基準に適合させるとともに、許可申請手数料（7ページ・64ページ参照）を納めていただく必要があります。

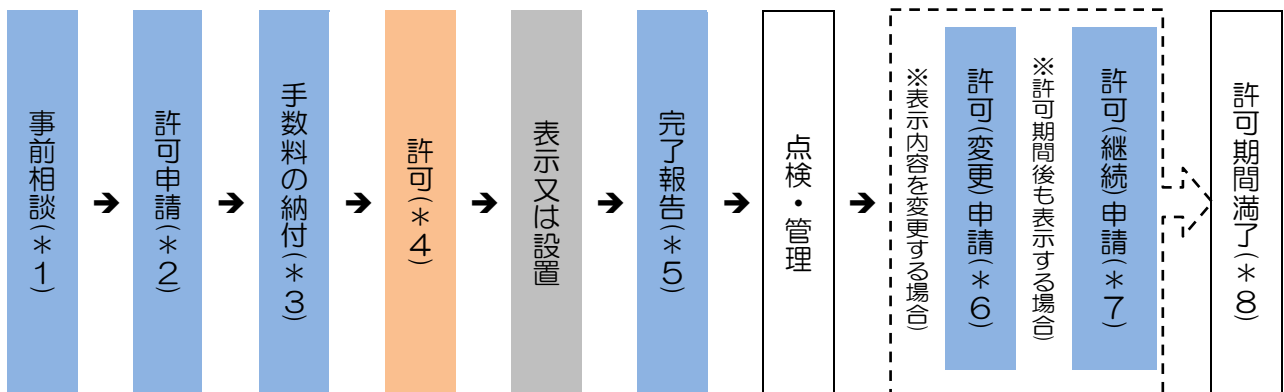
また、許可を受けている屋外広告物についても、表示内容等を変更する場合や、許可期間満了後に引き続き表示（設置）する場合も、同様に事前に市長の許可を受ける必要があります。

屋外広告物の表示（設置）の流れ

屋外広告物表示（設置）のフローチャート



屋外広告物の表示（設置）の流れ



※上記以外にも、広告物の規格や表示（設置）場所によって他法令による許可や届出が必要な場合があります。

- ✍ 建築基準法：高さが4mを超える場合は、工作物の確認申請が必要です。
- ✍ 道路法：道路上に突き出す場合は、各道路管理者への道路占用許可申請が必要です。
- ✍ 都市計画法：風致地区や地区計画区域に表示（設置）する場合は、届出が必要です。
- ✍ 文化財保護法：史跡・天然記念物「屋島」の区域においては、現状変更許可申請が必要です。

❖事前相談（*1）

屋外広告物の表示（設置）が禁止されている地域や、許可申請が不要な場合がありますので、計画段階から御相談ください。

- ✍ 表示（設置）不可：禁止物件、禁止広告物（17ページ参照）
- ✍ 許可申請不要：一定の要件を満たす自家用広告物等（13ページ参照）
祭礼等により一時的に表示（設置）する広告物 など

❖許可申請（*2）

市長の許可を受ける必要がある広告物は、広告主（表示（設置）者）から許可申請書の提出が必要です。（施工業者からの申請はできません。）

許可申請に必要な書類【提出部数2部】	
<input type="checkbox"/>	屋外広告物許可申請書【指定様式（様式第1号）】
<input type="checkbox"/>	屋外広告物チェックリスト【指定様式】
<input type="checkbox"/>	表示・設置する位置を明らかにした図（位置図・配置図）
<input type="checkbox"/>	付近の状況を示すカラー写真
<input type="checkbox"/>	形状、面積、寸法、意匠（マンセル値の記載要）、素材、位置、構造、照明装置等を明らかにした仕様書及び図面
<input type="checkbox"/>	管理者資格証明書の写し（管理者資格が必要な場合）（6ページ参照）
<input type="checkbox"/>	土地所有者の承諾書（一般広告物の場合）

❖手数料（*3）

適合審査（審査期間約2週間）後に広告物の種類、表示面積、照明装置の有無に応じた金額（7ページ・64ページ参照）の納入通知書を送付しますので、最寄りの高松市指定金融機関等で納入をお願いします。

納入確認後（最大2週間程度かかる場合があります。お急ぎの場合は領収書をFAXしてください。）に許可申請書の写しと許可証票を送付します。

屋外広告物の表示（設置）の流れ

❖許可（＊４）

許可期間は、はり紙など簡易な広告物は最大 60 日、その他の広告物は最大 3 年間です。ただし、次の場合は 1 年間です。

- ❶管理者に有資格者が必要な広告物（6 ページ参照）で、資格要件を満たす者がいない場合
- ❷広告物を表示（設置）した後に許可申請を行った場合（継続許可申請を除く）
- ❸変更許可を受けずに許可を受けた広告物の変更・改造を行った場合
- ❹既存不適格広告物（27 ページ参照）
- ❺是正指導により許可申請書を提出した場合
- ❻更新時において、点検者に有資格者が必要な広告物（5 ページ参照）で、資格要件を満たす者がいない場合

❖完了報告（＊５）

許可を受けた広告物の表示（設置）に係る工事が完了したときは、完了報告が必要です。なお、変更の許可を受けた場合も同様です。

完了報告に必要な書類【提出部数 1 部】
<input type="checkbox"/> 屋外広告物表示・設置完了（中止）届【指定様式（様式第 3 号の 2）】
<input type="checkbox"/> 完了後の状況を示すカラー写真
<input type="checkbox"/> 他法令等の許可証等の写し（必要な場合。建築確認検査済証、道路占用許可証等）
※他法令による許可を受けていない場合、許可を取り消す場合があります。

❖変更許可申請（＊６）

許可を受けた広告物のデザインや大きさを変更するときは、事前に市長の許可を受ける必要があります。

なお、広告主が変更となる場合は、広告物を除却する場合の手続き（5 ページ参照）と新たに広告物を設置する場合の手続き（3 ページ参照）が必要です。

また、新たに広告物を設置する手続きが必要となった場合において、掲出物件を引き続き使用する際には、自己点検報告書（又は安全点検報告書及び点検者資格証明書の写し）が必要です。

また、次に掲げる軽微な変更又は改造の場合は許可申請不要です。

- ❶補強すること
- ❷部材を取り替えること（材質の変更を含む）
- ❸形状、色彩、模様、大きさ等を変えない塗り替えをすること
- ❹掲出物件の形状及び位置を変更することなく、広告幕の定期的な変更を行うこと
- ❺その他市長が軽微な変更又は改造と認めるもの

変更許可申請に必要な書類【提出部数 2 部】
<input type="checkbox"/> 屋外広告物変更許可申請書【指定様式（様式第 3 号）】
<input type="checkbox"/> 屋外広告物チェックリスト【指定様式】
<input type="checkbox"/> 変更する内容を明らかにした仕様書及び図面

屋外広告物の表示（設置）の流れ

❖ 継続許可申請（＊7）

許可期間満了後も、引き続き当該屋外広告物を表示（設置）する場合は、許可期間満了前に継続の許可を受ける必要があります。

継続許可申請に必要な書類【提出部数 2 部】
<input type="checkbox"/> 屋外広告物許可申請書【指定様式（様式第 1 号）】
<input type="checkbox"/> 屋外広告物チェックリスト【指定様式】
<input type="checkbox"/> 屋外広告物自己点検報告書【指定様式】 （屋外広告物安全点検報告書が提出されている場合は不要）
<input type="checkbox"/> 屋外広告物安全点検報告書【指定様式】
<input type="checkbox"/> 点検時の状況を示すカラー写真
<input type="checkbox"/> 管理者資格証明書の写し（管理者資格が必要な場合）（6 ページ参照）
<input type="checkbox"/> 点検者資格証明書の写し（点検者資格が必要な場合）（下記参照）

❖ 許可期間満了後の手続き

許可期間が満了したときは、遅滞なく当該広告物を除却し、届け出てください。

許可期間満了後も引き続き広告物を表示（設置）する場合は、事前に継続の許可（上記参照）を受ける必要があります。

除却届に必要な書類【提出部数 1 部】
<input type="checkbox"/> 屋外広告物除却・滅失届【指定様式（様式第 6 号）】
<input type="checkbox"/> 除却後の状況を示すカラー写真

❖ 屋外広告物点検制度

高松市では、地上から広告物上端までの高さが 4m を超えるか、広告表示面積が 30 m² を超える屋外広告物で、許可期間が 1 年を超える場合は、次のいずれかの資格を有する点検者による点検を行ったことを条件に、屋外広告物の継続設置を許可しています。

- ❶ 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ❷ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士である者
- ❸ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士である者
- ❹ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第 1 種主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- ❺ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習会の過程を修了した者

屋外広告物の表示（設置）の流れ

❖申請者・管理者の手続き

許可を受けている屋外広告物で、申請者や管理者の氏名等が変更になった場合は、次の書類を提出してください。

✎申請する法人・管理会社などの変更

屋外広告物設置者・管理者変更届【指定様式（様式第8号）】

✎同一法人の代表者変更や資格を有する者などの変更

屋外広告物設置者・管理者氏名等変更届【指定様式（様式9号）】

❖屋外広告物管理者資格制度

高松市では、地上から広告物上端までの高さが4mを超えるか、広告表示面積が30㎡を超える屋外広告物で、許可期間が1年を超える場合は、次のいずれかの資格を有する管理者を設置することを条件に、屋外広告物の表示（設置）を許可しています。

- ❶国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ❷都道府県等の地方自治体が開催する講習会の課程を修了した者
- ❸職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者であって、その職種又は訓練科が広告美術科又は広告美術仕上げに係るものであったもの

屋外広告物許可申請手数料早見表（広告板又は建築物等を利用する広告物等）

面積㎡ (以上～未満)	照明		面積㎡ (以上～未満)	照明	
	無	有		無	有
0 ～ 1	900	1,350	330 ～ 340	93,200	139,800
1 ～ 5	1,200	1,800	340 ～ 350	96,000	144,000
5 ～ 10	1,700	2,550	350 ～ 360	98,800	148,200
10 ～ 20	3,000	4,500	360 ～ 370	101,600	152,400
20 ～ 30	4,700	7,050	370 ～ 380	104,400	156,600
30 ～ 40	9,200	13,800	380 ～ 390	107,200	160,800
40 ～ 50	12,000	18,000	390 ～ 400	110,000	165,000
50 ～ 60	14,800	22,200	400 ～ 410	112,800	169,200
60 ～ 70	17,600	26,400	410 ～ 420	115,600	173,400
70 ～ 80	20,400	30,600	420 ～ 430	118,400	177,600
80 ～ 90	23,200	34,800	430 ～ 440	121,200	181,800
90 ～ 100	26,000	39,000	440 ～ 450	124,000	186,000
100 ～ 110	28,800	43,200	450 ～ 460	126,800	190,200
110 ～ 120	31,600	47,400	460 ～ 470	129,600	194,400
120 ～ 130	34,400	51,600	470 ～ 480	132,400	198,600
130 ～ 140	37,200	55,800	480 ～ 490	135,200	202,800
140 ～ 150	40,000	60,000	490 ～ 500	138,000	207,000
150 ～ 160	42,800	64,200	500 ～ 510	140,800	211,200
160 ～ 170	45,600	68,400	510 ～ 520	143,600	215,400
170 ～ 180	48,400	72,600	520 ～ 530	146,400	219,600
180 ～ 190	51,200	76,800	530 ～ 540	149,200	223,800
190 ～ 200	54,000	81,000	540 ～ 550	152,000	228,000
200 ～ 210	56,800	85,200	550 ～ 560	154,800	232,200
210 ～ 220	59,600	89,400	560 ～ 570	157,600	236,400
220 ～ 230	62,400	93,600	570 ～ 580	160,400	240,600
230 ～ 240	65,200	97,800	580 ～ 590	163,200	244,800
240 ～ 250	68,000	102,000	590 ～ 600	166,000	249,000
250 ～ 260	70,800	106,200	600 ～ 610	168,800	253,200
260 ～ 270	73,600	110,400	610 ～ 620	171,600	257,400
270 ～ 280	76,400	114,600	620 ～ 630	174,400	261,600
280 ～ 290	79,200	118,800	630 ～ 640	177,200	265,800
290 ～ 300	82,000	123,000	640 ～ 650	180,000	270,000
300 ～ 310	84,800	127,200	650 ～ 660	182,800	274,200
310 ～ 320	87,600	131,400	660 ～ 670	185,600	278,400
320 ～ 330	90,400	135,600	670 ～ 680	188,400	282,600

地域区分

地域特性に応じた地域区分を定め、高さや表示面積等の許可基準を設定しています。また、それ以外にも、特定の地域を対象とした許可基準等を設定しています。（許可基準は14ページ～、及び76ページ～参照）

地 域 区 分		自家用 広告物	一般広告物		
				案内用	
禁止 地域	第1種	風致地区や文化財保護法等の適用を受ける地域（史跡・天然記念物「屋島」の区域において、用途地域が指定されている区域を除く。）	可	不可	不可
	第2種	4車線以上の道路が交差する交差点の自動車用の停止線から30mの範囲（商業地域は除く。）	可	不可	不可
許可 地域	第1種	景観形成重点地区（*1）のうち、屋島の指定区域（第1種禁止地域に指定されている区域を除く。）	可	不可	可
	第2種	都市計画区域外、都市計画区域内において用途白地地域（*2）及び景観形成重点地区（*1）のうち仏生山歴史街道（9ページ参照）、都市軸沿道（11・193号等）（C地区）（10ページ参照）及び讃岐国分寺跡周辺（11-2ページ参照）の指定区域	可	可	可
	第3種	都市計画区域内において住居系の用途地域（*3）が指定されている地域（第1種、第2種、第4種許可地域の区域を除く。）	可	可	可
	第4種	景観形成重点地区（*1）のうち、都市軸沿道（11・193号等）（A地区、B地区）（10ページ参照）、栗林公園周辺（11ページ参照）の指定区域	可	可	可
	第5種	都市計画区域内において商業・工業系の用途地域（*4）が指定されている地域（第1種、第2種、第4種許可地域を除く。）	可	可	可

*1：景観形成重点地区とは、景観法に基づく「高松市景観計画」に定める地域区分をいいます。

*2：都市計画区域内において、用途が指定されていない地域をいいます。

*3：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域をいいます。

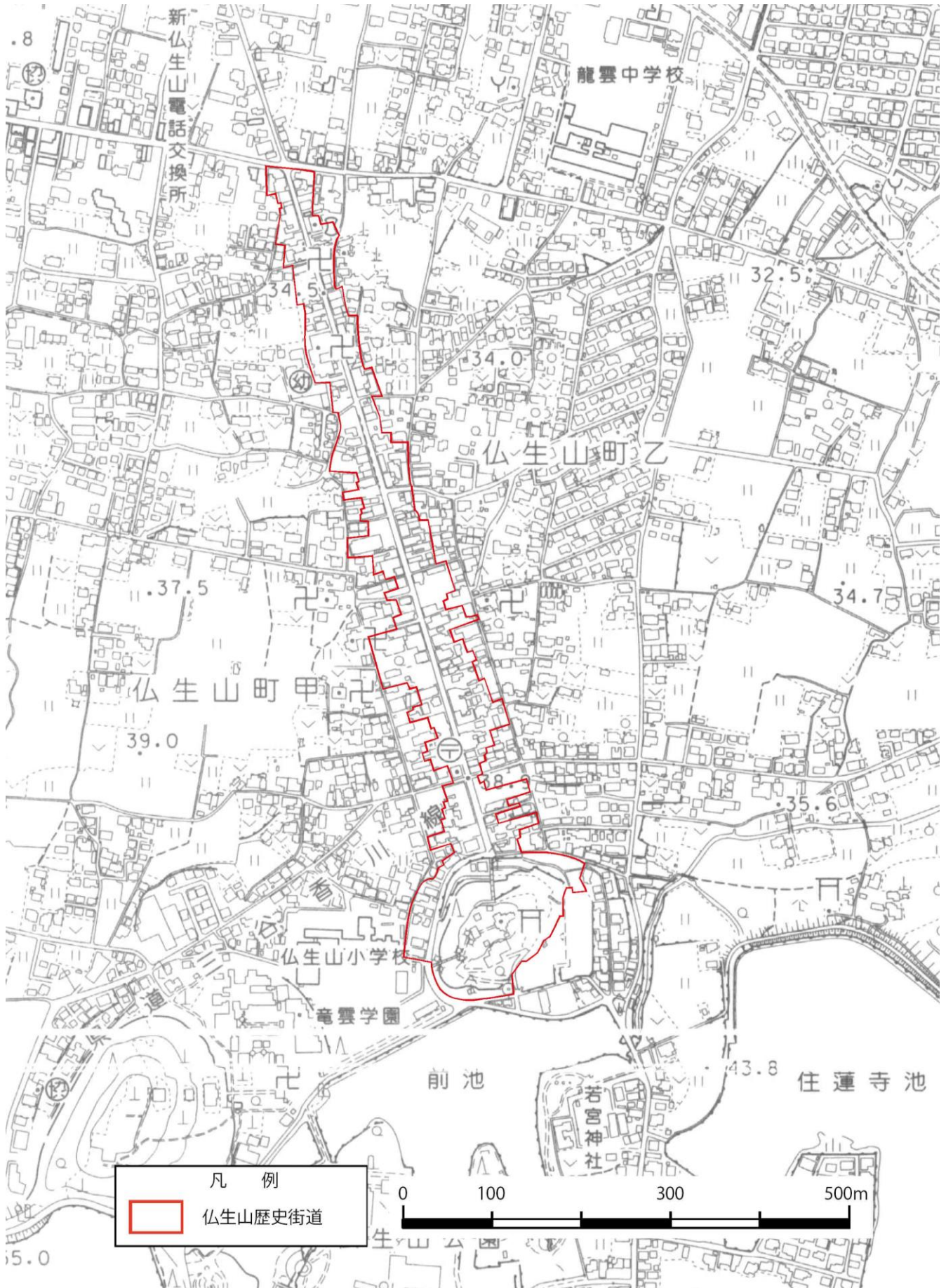
*4：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域をいいます。

*5：禁止地域と許可地域が重なる地域は禁止地域となります。

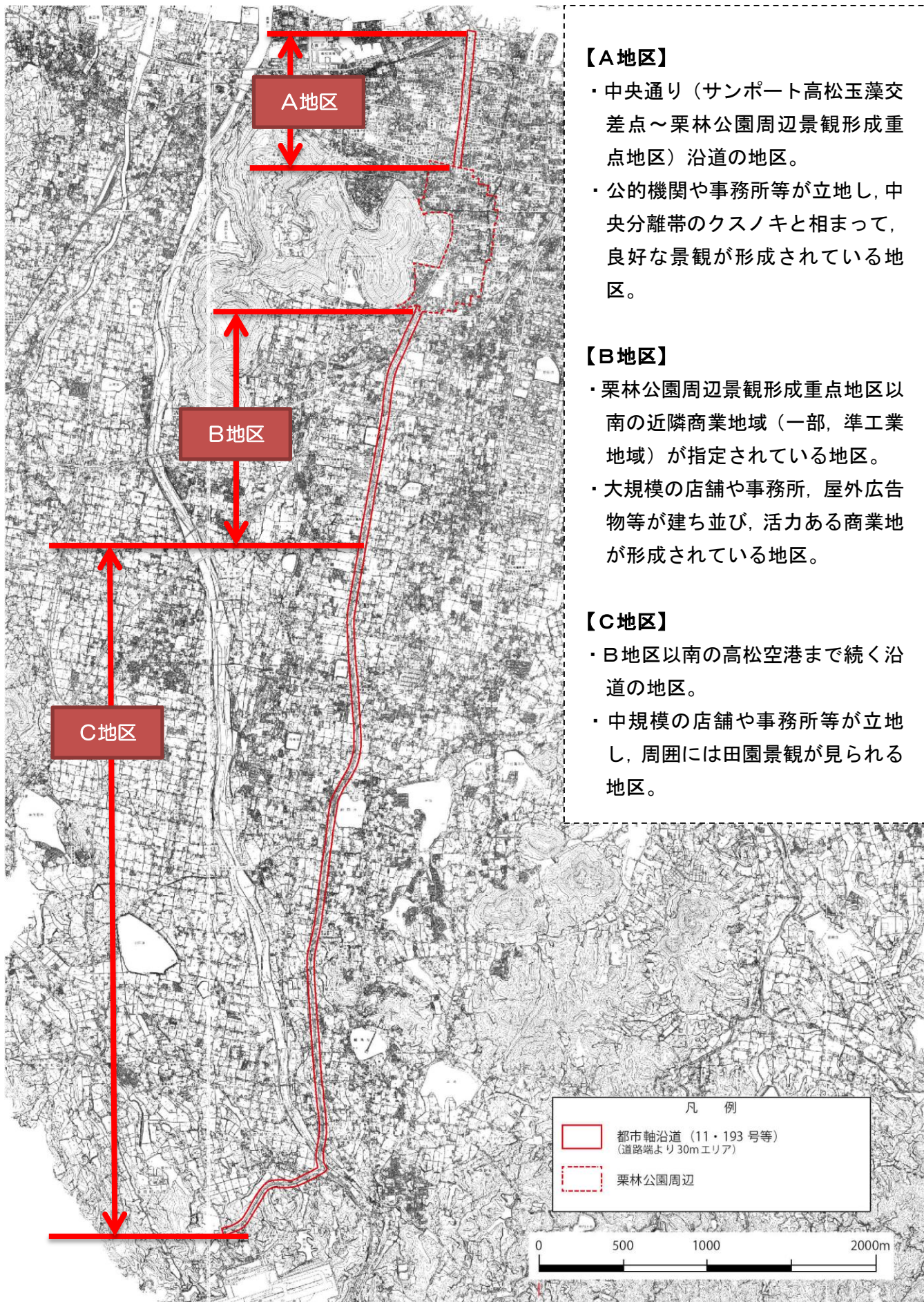
*6：用途地域は、高松市ホームページ（もっと高松）内の『たかまっぷ』で確認することができます。

URL：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/takamap/index.html>

■ 仏生山歴史街道景観形成重点地区 位置図



■都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区 位置図



【A地区】

- ・中央通り（サンポート高松玉藻交差点～栗林公園周辺景観形成重点地区）沿道の地区。
- ・公的機関や事務所等が立地し、中央分離帯のクスノキと相まって、良好な景観が形成されている地区。

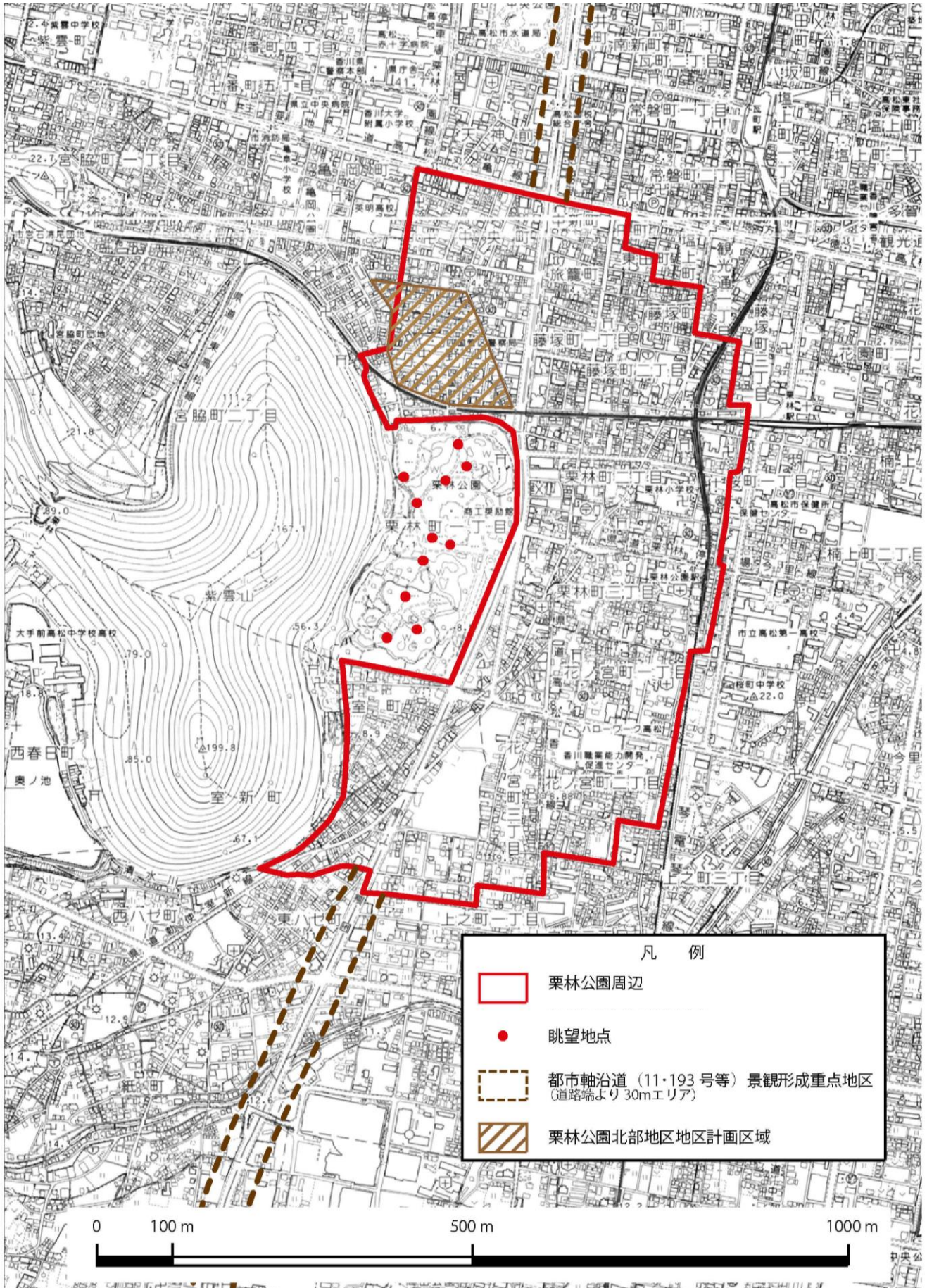
【B地区】

- ・栗林公園周辺景観形成重点地区以南の近隣商業地域（一部、準工業地域）が指定されている地区。
- ・大規模の店舗や事務所、屋外広告物等が建ち並び、活力ある商業地が形成されている地区。

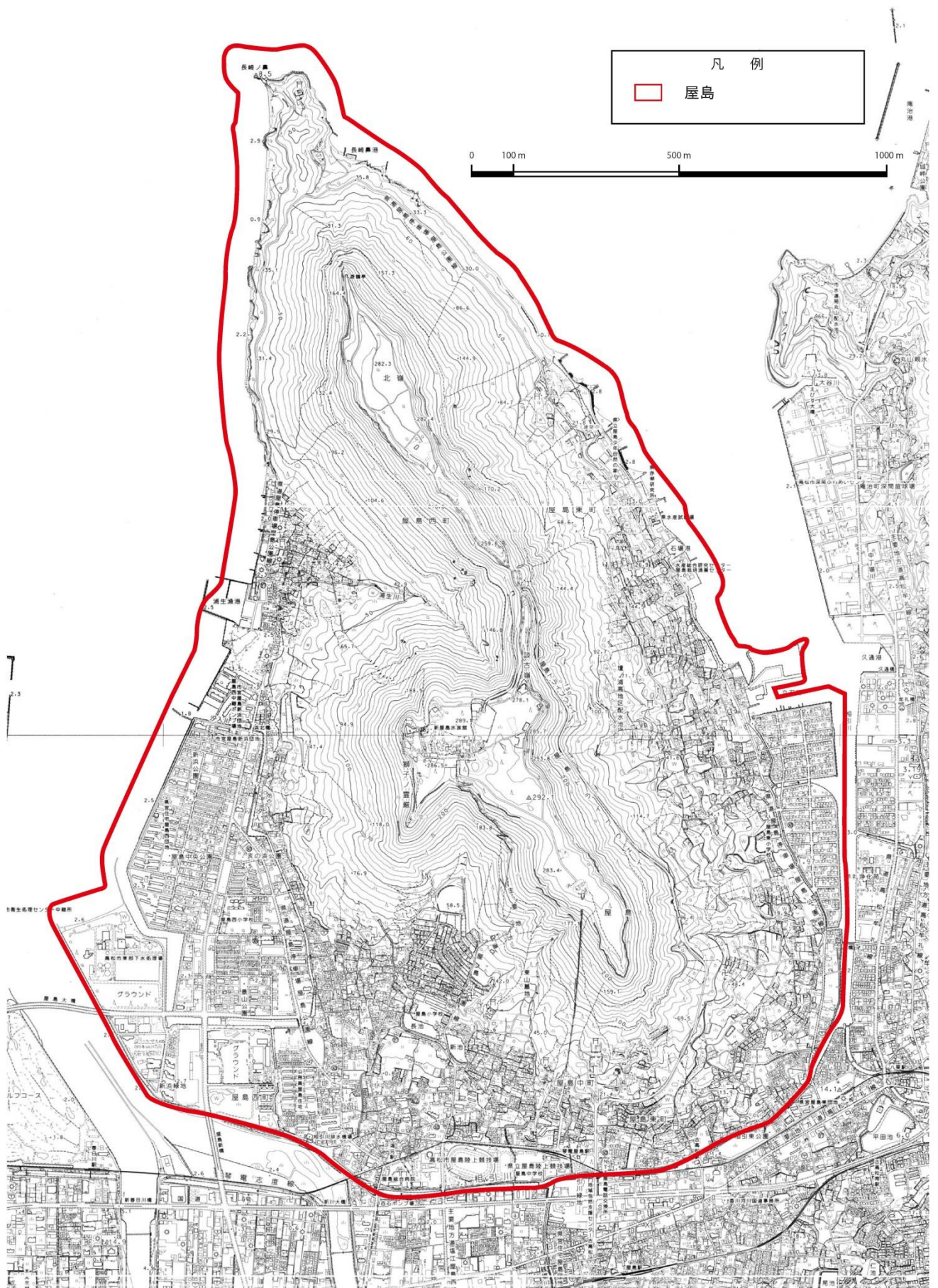
【C地区】

- ・B地区以南の高松空港まで続く沿道の地区。
- ・中規模の店舗や事務所等が立地し、周囲には田園景観が見られる地区。

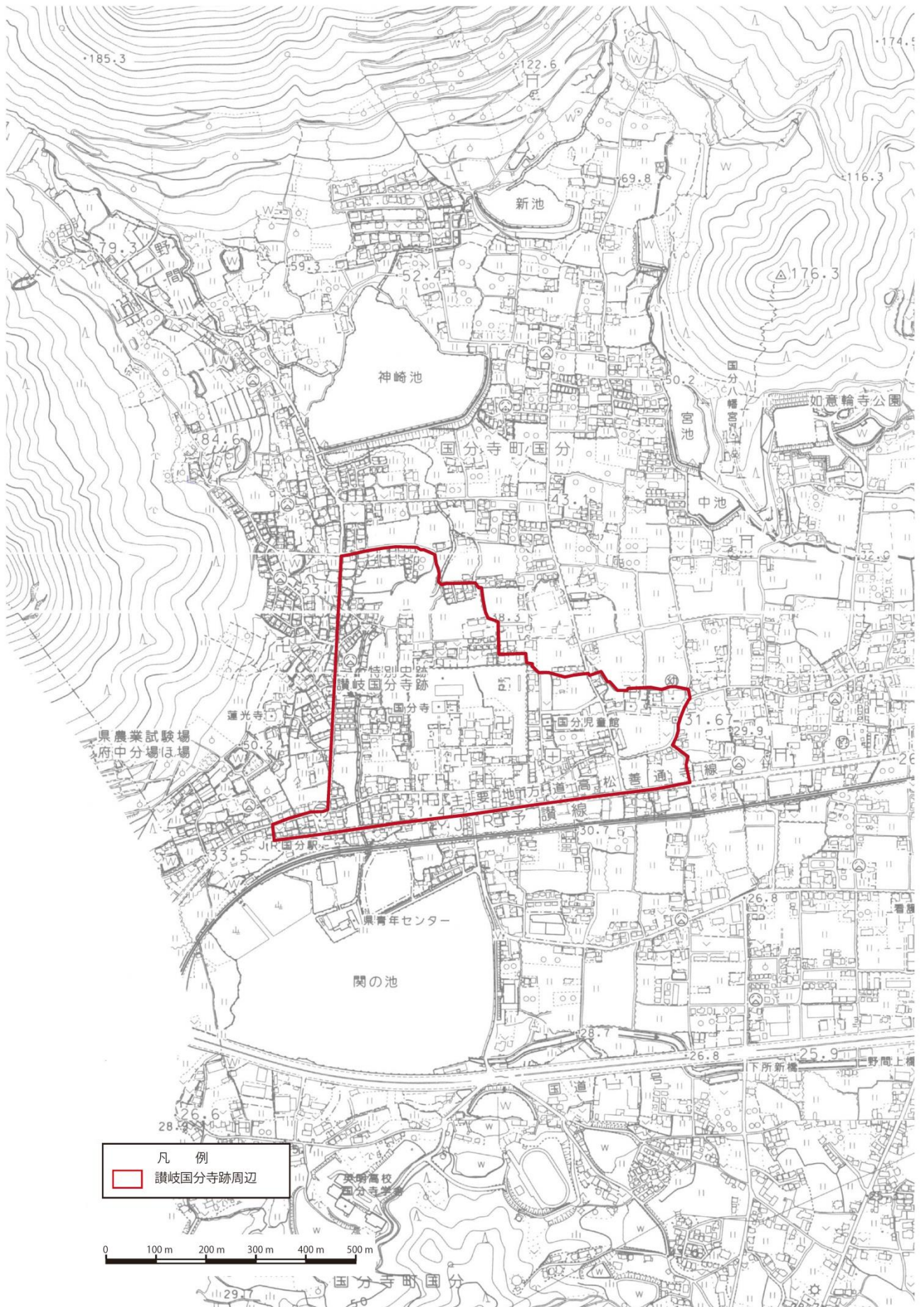
■ 栗林公園周辺景観形成重点地区 位置図



■屋島景観形成重点地区 位置図



■ 讚岐国分寺跡周辺景観形成重点地区 位置図



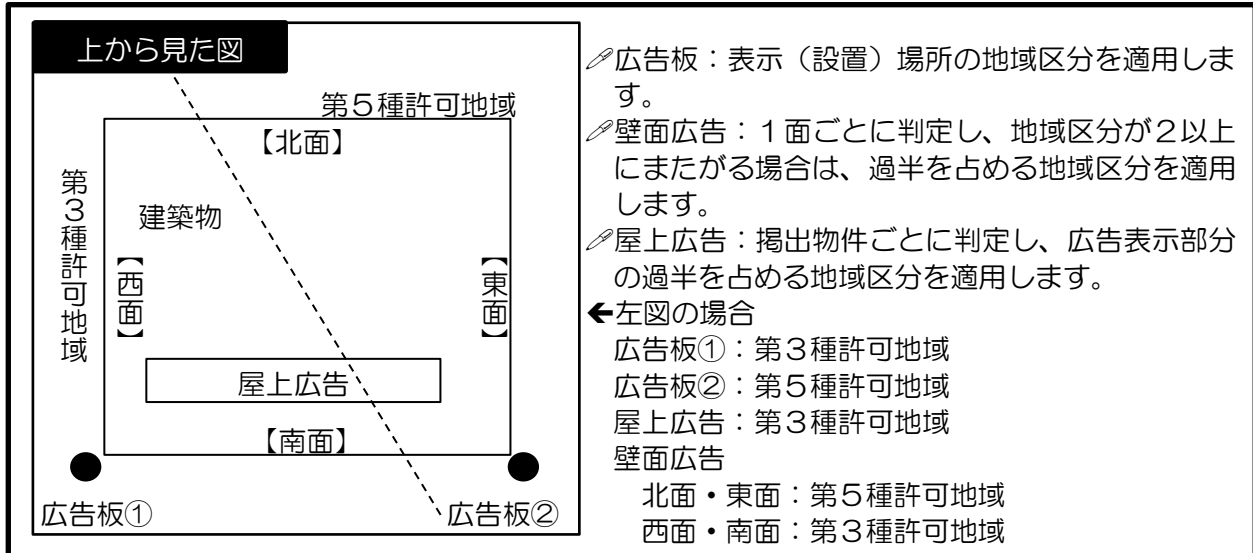
地域区分

❖地域区分の適用（例）

原則として、屋外広告物の表示（設置）位置の地域区分を適用します。

規制区分・広告種類に応じて、各地域区分の許可基準に適合させてください。

なお、許可申請が不要な場合でも、それぞれの基準に適合させる必要があります。

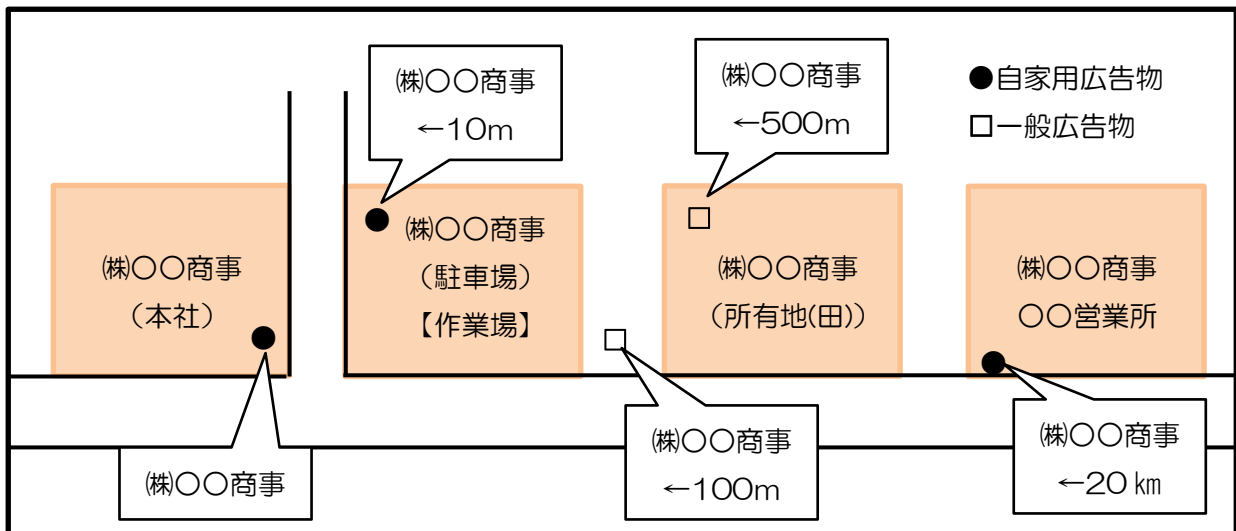


規制区分

屋外広告物の設置目的に応じた規制区分を定めています。

規制区分	区分内容
自家用広告物	自己の氏名、名称、店名又は自己の事業、営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、若しくは作業所に表示する広告物
一般広告物	自家用広告物以外の広告物
案内用広告物 (14ページ参照)	一般広告物のうち、事業所等への案内目的で表示する広告物で、一定の要件を満たすもの

❖自家用広告物の解釈（イメージ図）



許可申請が不要な広告物（抜粋）

- ❖ 管理用広告物で、広告表示面積が 2m^2 以下のもの（条例第7条第1項第5号）
 - ✍ 管理用広告物とは・・・土地の管理会社の表示や免責サイン、駐車場の台数表示など
 - ✍ 面積の算定は・・・掲出物件（壁面広告の場合は1面）ごとに算定します。
- ❖ 自家用広告物で、敷地内の広告物の表示面積の合計が、禁止地域で 10m^2 以下、許可地域で 30m^2 以下かつ許可基準に適合するもの（条例第7条第2項第1号）
 - ✍ 合計面積の算定方法（イメージ図）

区分	種類	面積 (m ²)	合計面積 (m ²)	許可申請
〇〇店	屋上	50	105	要
	壁面①	30		
	壁面②	5		
	広告板	20		
□□店	壁面	15	30	不要
	広告板	15		
△△店	広告板	15	20	不要

※事例は許可地域の場合です。

敷地内の屋外広告物の表示面積の合計が、適用除外面積（禁止地域 10m^2 、許可地域 30m^2 ）を超える場合、すべての屋外広告物について、許可申請が必要です。

※複数の店舗からなる複合施設等の場合、店舗ごとに、合計面積を算定します。

※立看板、懸垂幕、広告旗などの簡易な広告物は、適用除外面積に参入しません。

敷地内に禁止地域と許可地域が混在する場合

禁止地域に表示（設置）された自家用広告物の表示面積の合計が 10m^2 以下かつ敷地内（禁止地域含む）に表示（設置）された自家用広告物の表示面積の合計が 30m^2 以下の場合で、それぞれの広告物が許可基準に適合している場合、許可申請不要です。

屋外広告物の表示面積の合計が
 $A\text{m}^2 \leq 10\text{m}^2$ かつ $A\text{m}^2 + a\text{m}^2 \leq 30\text{m}^2$
 かつ許可基準に適合している場合、許可申請不要

既存不適格広告物（27ページ参照）の場合

敷地内の屋外広告物の表示面積の合計が、適用除外面積以下であっても、既存不適格広告物は、許可申請が必要です。

- ❖ 工事の期間中に限り表示され、周囲の景観に配慮し、宣伝の用に供さないもの（条例第7条第2項第5号）

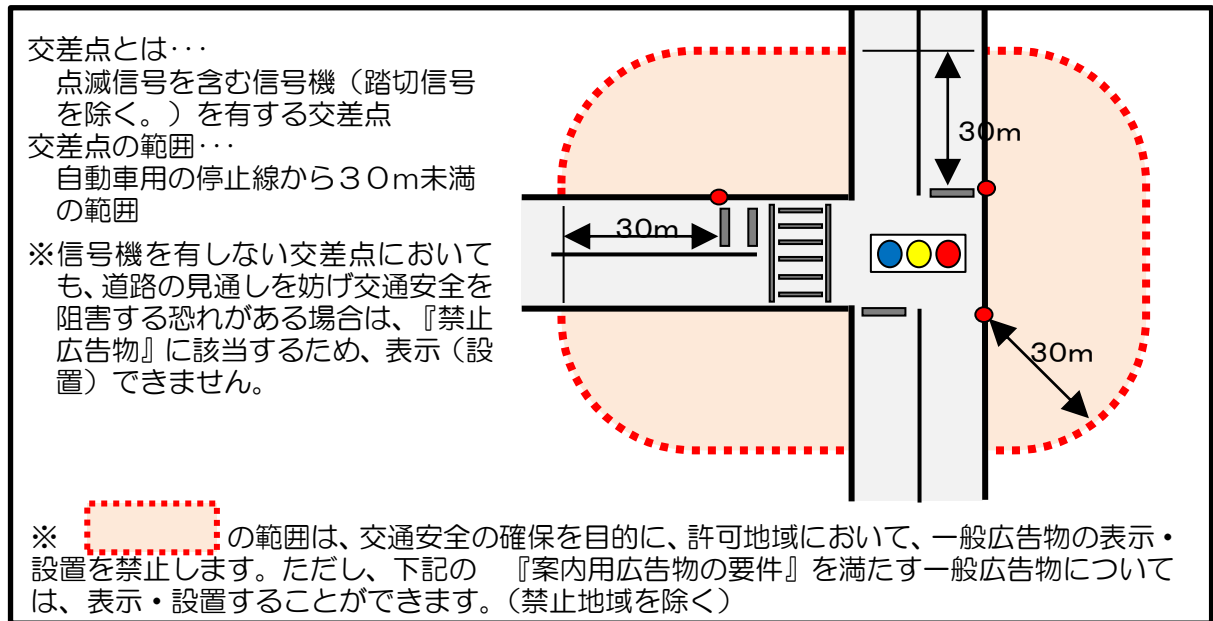
許可基準（上乘せ基準等）

❖交差点規制

許可地域内の信号機を有する交差点（商業地域を除く）の自動車用の停止線から30m未満の範囲には、案内用広告物の要件を満たす一般広告物のみ設置可能です。（自家用広告物に交差点規制はありません）。

※禁止地域には、すべての一般広告物が設置できません。

✍交差点の範囲（イメージ図）



✍案内用広告物の要件（イメージ図）



それぞれの許可基準に適合した上で、案内用広告物の要件に適合する場合、許可地域内の交差点内に表示（設置）することができます。

許可基準（上乘せ基準等）

❖色彩規制

一部の地域においては、日本工業規格で使用されているマンセル表色系を用いた色彩基準を定めており、その基準を超える色彩を使用した広告物を禁止しています。

✍色彩基準

色相	明度	彩度
すべて	—	8以下

※表示面積の1/2を超える範囲に上記の彩度以下の色彩を使用すること。

✍対象範囲

規制区分	自家用 広告物	一般広告物	
		案内用	
第1種禁止地域	●	×	×
第2種禁止地域	●	×	×
第1種許可地域	●	×	●
第2種許可地域	○	○	●
第3種許可地域	—	—	●
第4種許可地域	○	○	●
第5種許可地域	—	—	●

✍適用範囲

区分	適用範囲
●	高さや表示面積に関わらず、すべての広告物に適用
○	一部の広告物に適用 自家用広告物… 高さ10m以上又は 面積20㎡(1面10㎡)以上 一般広告物… 高さ4m以上又は 面積10㎡(1面5㎡)以上

✍一部色彩規制の考え方

広告物の種類	面積	色彩規制
広告板①	5㎡	有
広告板②	5㎡	無
広告板③	10㎡	有
壁面広告①	15㎡	有
壁面広告②	10㎡	有
壁面広告③	5㎡	無
屋上広告	15㎡	有

一部色彩規制の適用される地域で、広告表示部分の上端が10m以上のもの又は広告表示面積20㎡（1面10㎡）以上の広告物に適用されます。適用範囲は、店舗（広告主）ごとに判定します。

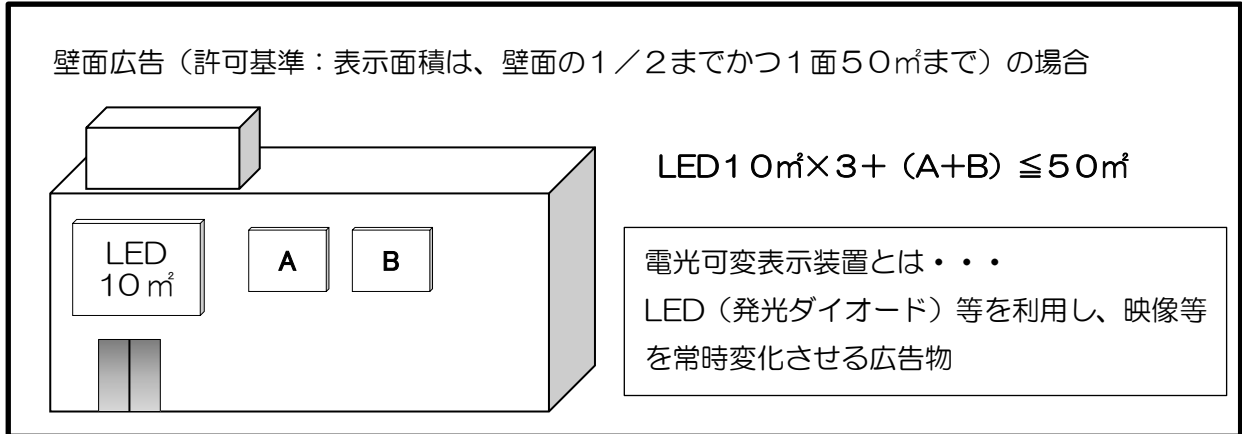
※事例は自家用広告物の場合です。

許可基準（上乘せ基準等）

❖電光可変表示装置（LED）を使用する場合

使用する部分の面積を3倍して、許可基準に定める面積に適合する必要があります。

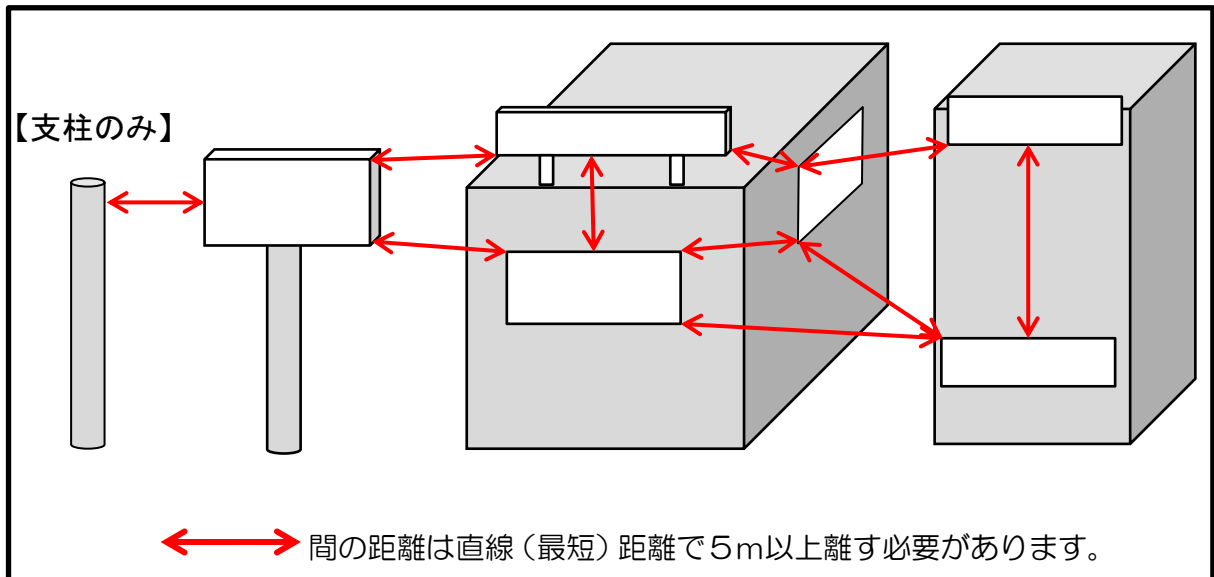
事例（イメージ図）



❖相互間距離規制

一般広告物は、広告物の種類にかかわらず、その直線（最短）距離が5m以上離れていなければなりません。ただし、突出し広告・標識等を利用する広告・アーチ広告・電柱（街灯柱を含む。）広告等、相互間距離の許可基準を定めていない屋外広告物は、相互間距離の対象となりません。

✎相互間距離の考え方（イメージ図）



許可基準（上乘せ基準等）

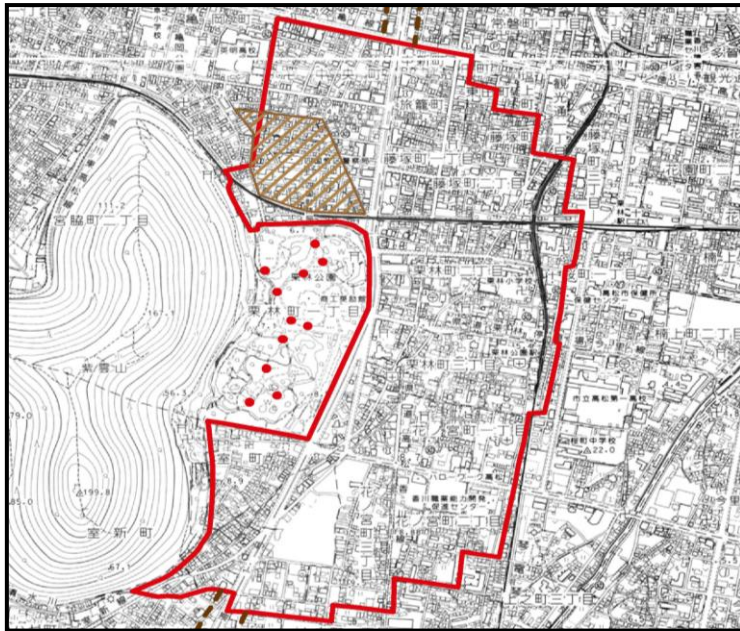
❖許可できない広告物




それぞれの許可基準に適合していても、次のいずれかに該当する広告は許可できません。

❶ 蛍光塗料を使用したもの

❷ 第4種許可地域のうち、「栗林公園周辺景観形成重点地区」に指定されている区域で、栗林公園内の11箇所の眺望地点から見えるすべての屋外広告物

✍️位置図



凡 例	
	栗林公園周辺景観形成重点地区
	眺望地点
	栗林公園北部地区地区計画区域

❸ 高松自動車道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から、30mの範囲における一般広告物

❹ 高松自動車道の路端から100mの範囲で、次のいずれかに該当するもの

✍️ネオンや回転灯を使用したもの（当該広告物の上端が、最も近い高松自動車道より低い位置にあるものは除く）

✍️地上から広告物の上端までの高さが12mを超える一般広告物（屋上広告、壁面広告等）

✍️屋上広告物のうち、広告表示面積が自家用広告物の場合は200㎡、一般広告物の場合は100㎡を超えるもの

❺ 禁止物件（条例第4条各号）に表示（設置）した、はり紙、はり札、広告旗などの簡易な広告物

✍️禁止物件：橋りょう、トンネル、地下道の上屋、高架構造物、分離帯、石垣、よう壁、街路樹、路傍樹、信号機、道路標識、カーブミラー、里程標、駒止、危険防護さく、消火栓、火災報知器、火の見やぐら、銅像、記念碑等、電柱、街灯柱、郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器

❻ 禁止広告物（条例第9条）に該当するもの

✍️著しく汚損し、色があせ、又は塗料等のはく離したもの

✍️著しく破損し、故障し、又は老朽化したもの

✍️倒壊又は落下の恐れのあるもの

✍️道路の見通しを妨げ交通安全を阻害する恐れのあるもの

許可基準（広告板）

❖ 広告板とは

木製、金属製等のもので土地に建てられ、又は建築物若しくは工作物に取り付けられるものをいう。

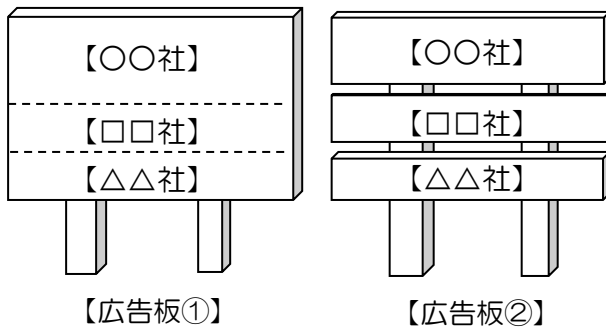
❖ 許可基準

- ❶ 表示面積： $A \text{ m}^2$ （1面 $a \text{ m}^2$ ）以下
- ❷ 高さ： $H \text{ m}$ 以下
- ❸ 色彩：彩度8以下の色彩を表示面積の1/2を超える範囲に使用すること（該当地域のみ）
- ❹ 相互間距離：5m以上（一般広告物のみ）
- ❺ 交差点離隔：30m以上（一般広告物のみ。許可地域の案内用広告物・商業地域を除く）

区 分		面積A	1面の面積a	高さH	色彩規制	
禁止地域	第1種	自家用広告物	20 m^2	10 m^2	10m	すべて
		一般広告物	設置不可			
	第2種	自家用広告物 (商業・工業系の地域)	30 m^2 (50 m^2)	15 m^2 (25 m^2)	12m (15m)	すべて
		一般広告物	設置不可			
許可地域	第1種	自家用広告物	30 m^2	15 m^2	12m	すべて
		一般広告物 (案内用広告物のみ許可)	5 m^2	2.5 m^2	3m	すべて
	第2種	自家用広告物	30 m^2	15 m^2	12m	高さ10m以上又は面積20 m^2 (1面10 m^2)以上の広告物
		一般広告物	30 m^2	15 m^2	5m	高さ4m以上又は面積10 m^2 (1面5 m^2)以上の広告物
	第3種	自家用広告物	30 m^2	15 m^2	12m	色彩規制なし (案内用広告物除く)
		一般広告物	30 m^2	15 m^2	5m	
	第4種	自家用広告物	50 m^2	25 m^2	15m	高さ10m以上又は面積20 m^2 (1面10 m^2)以上の広告物
		一般広告物	30 m^2	15 m^2	5m	高さ4m以上又は面積10 m^2 (1面5 m^2)以上の広告物
	第5種	自家用広告物	50 m^2	25 m^2	15m	色彩規制なし (案内用広告物除く)
		一般広告物	30 m^2	15 m^2	5m	

許可基準 (広告板)

❖面積の算定方法

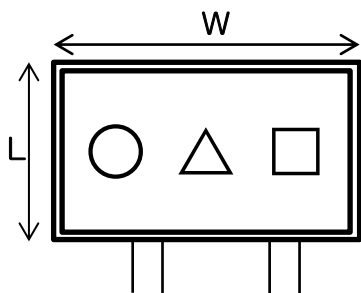


面積Aは、広告板1基ごとの表示面積の合計です。

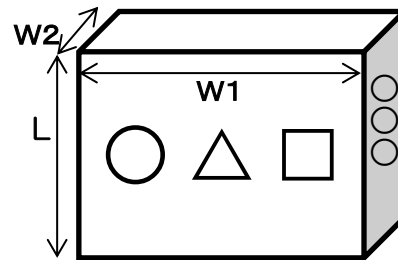
1面の面積aは1投影面の合計面積で算定します。

【〇〇社】 + 【□□社】 + 【△△社】 ≤ a
 ※【広告板①】【広告板②】ともに同様に算定します

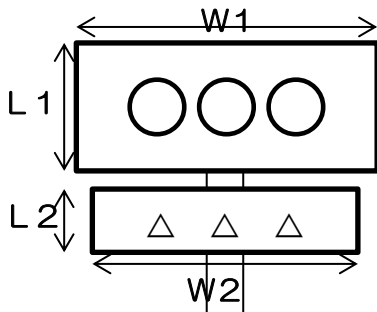
(例)



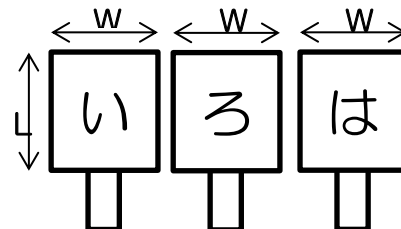
1面の表示面積 $L \times W \leq a$
 1基の表示面積 (両面表示の場合)
 $(L \times W) \times 2 \text{面} \leq A$



1面の表示面積
 $L \times W1 \leq a$ かつ $L \times W2 \leq a$
 1基の表示面積 (4面表示の場合)
 $(L \times W1) \times 2 \text{面} + (L \times W2) \times 2 \text{面} \leq A$

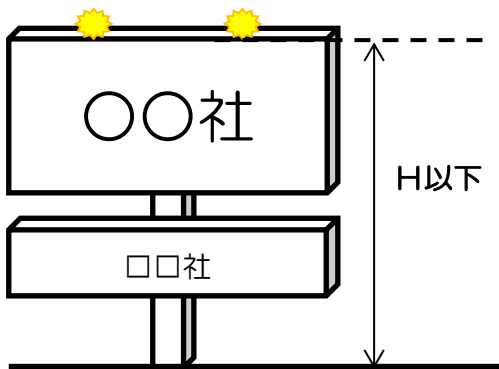


1面の表示面積 $(L1 \times W1) + (L2 \times W2) \leq a$
 1基の表示面積 (両面表示の場合)
 $(L1 \times W1) \times 2 \text{面} + (L2 \times W2) \times 2 \text{面} \leq A$



【複数基あるが、一体として表示する場合】
 1面の表示面積 $(L \times W) \times 3 \text{個} \leq a$
 1基の表示面積 (両面表示の場合)
 $(L \times W) \times 3 \text{個} \times 2 \text{面} \leq A$

❖高さの算定方法



広告板の高さは、地盤面から最上端までの高さです。(照明装置は含みません。)

集合看板であっても、1基ごとに高さを算定します。

許可基準（屋上広告）

❖屋上広告とは

建築物又は工作物の屋上に表示するものをいう。

❖許可基準

- ❶表示面積： $A \text{ m}^2$ 以下
- ❷広告物の高さ： h_2 （建築物の高さ h_1 の $2/3$ ）以下
- ❸地盤面からの高さ： $H \text{ m}$ 以下（該当地域のみ）
- ❹色彩：彩度8以下の色彩を表示面積の $1/2$ を超える範囲に使用すること（該当地域のみ）
- ❺相互間距離：5m以上（一般広告物のみ）
- ❻交差点離隔：30m以上（一般広告物のみ。許可地域の案内用広告物・広告物の下端が1.5m以上のもの・商業地域を除く）

区 分		面積A	広告物の高さ h_2	地盤面からの高さH	色彩規制	
禁止地域	第1種	自家用広告物	20m^2	$h_1 \times 2/3$	—	すべて
		一般広告物	設置不可			
	第2種	自家用広告物 (商業・工業系の地域)	200m^2 (400m^2)	$h_1 \times 2/3$	—	すべて
		一般広告物	設置不可			
許可地域	第1種	自家用広告物	200m^2	$h_1 \times 2/3$	—	すべて
		一般広告物	設置不可			
	第2種	自家用広告物	200m^2	$h_1 \times 2/3$	—	高さ10m以上又は面積 20m^2 (1面 10m^2)以上の広告物
		一般広告物	200m^2	$h_1 \times 2/3$	20m	高さ4m以上又は面積 10m^2 (1面 5m^2)以上の広告物
	第3種	自家用広告物	200m^2	$h_1 \times 2/3$	—	色彩規制なし (案内用広告物除く)
		一般広告物	200m^2	$h_1 \times 2/3$	—	
	第4種	自家用広告物	400m^2	$h_1 \times 2/3$	—	高さ10m以上又は面積 20m^2 (1面 10m^2)以上の広告物
		一般広告物	400m^2	$h_1 \times 2/3$	—	高さ4m以上又は面積 10m^2 (1面 5m^2)以上の広告物
	第5種	自家用広告物	400m^2	$h_1 \times 2/3$	—	色彩規制なし (案内用広告物除く)
		一般広告物	400m^2	$h_1 \times 2/3$	—	
高松自動車道の路端から100mの範囲(上乗せ基準)	自家用広告物	200m^2	$h_1 \times 2/3$	—	各禁止・許可地域の規制による	
	一般広告物	100m^2	$h_1 \times 2/3$	1.2m		

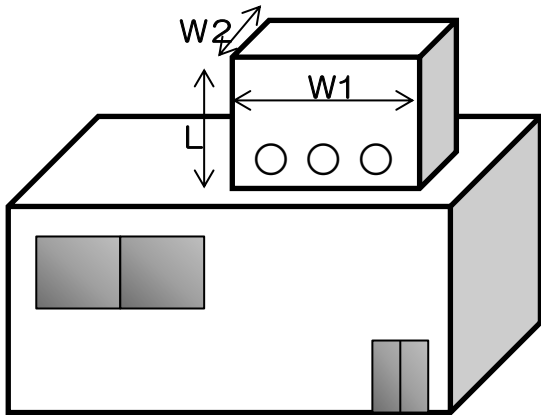
許可基準 (屋上広告)

❖面積の算定方法

面積Aは、屋上広告 1 基ごとの表示面積の合計です。

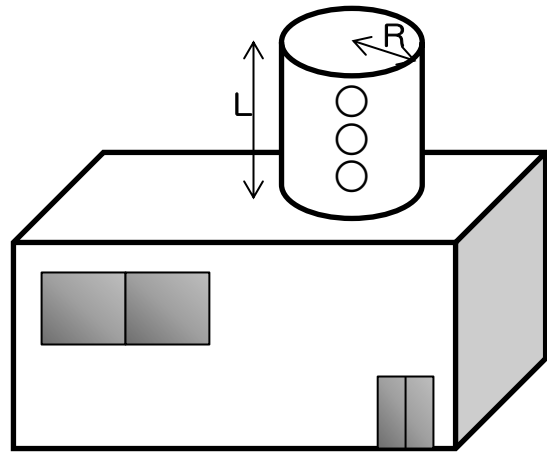
【広告表示用の工作物を設置する場合】

面積Aは掲出物件全体で算定します。



面積 (4 面表示の場合)

$$(L \times W1) \times 2 \text{ 面} + (L \times W2) \times 2 \text{ 面} \leq A$$



面積 (円柱の場合)

$$2 \times \pi \times R \times H \leq A$$

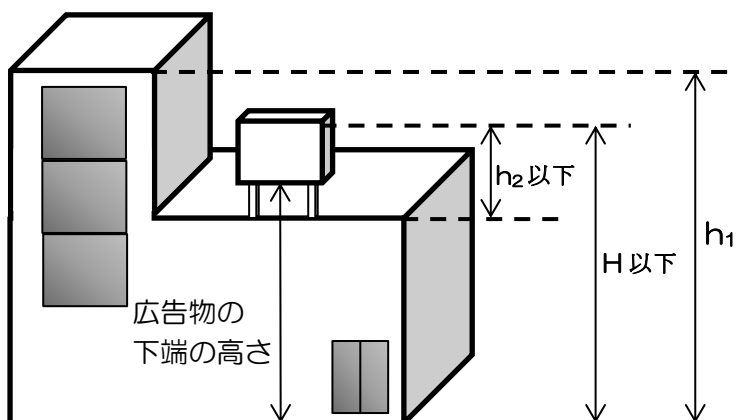
$$\pi = 3.14$$

【建築基準法で高さに算入されない階段室などの壁面や目隠し塀、転落防止柵などに広告物を表示する場合】

面積Aは広告表示部分で算定します。

算定方法は壁面広告の面積算定方法 (23ページ) を参照してください。

❖高さの算定方法



h_1 = 建築物の高さ

※原則建築基準法による。階数に算入されない塔屋等の高さは算入しない。

$h_2 = h_1 \times 2/3 \geq$ 広告物の高さ

※原則設置位置からの高さ。基礎部も含む。

$H \geq$ 広告物上端の高さ

※地盤面からの高さ。

広告物下端の高さ

※地盤面から広告表示部下端までの高さ。

許可基準（壁面広告）

❖壁面広告とは

建築物又は工作物の外壁面に表示するもの（外壁面から突き出すものを除く。）をいう。

❖許可基準

❶表示面積：1 壁面 A m²以下

壁面面積の 1/2 以下

❷地盤面からの高さ： H m以下（該当地域のみ）

❸色彩：彩度8以下の色彩を表示面積の1/2を超える範囲に使用すること（該当地域のみ）

❹相互間距離：5m以上（一般 広告物のみ）

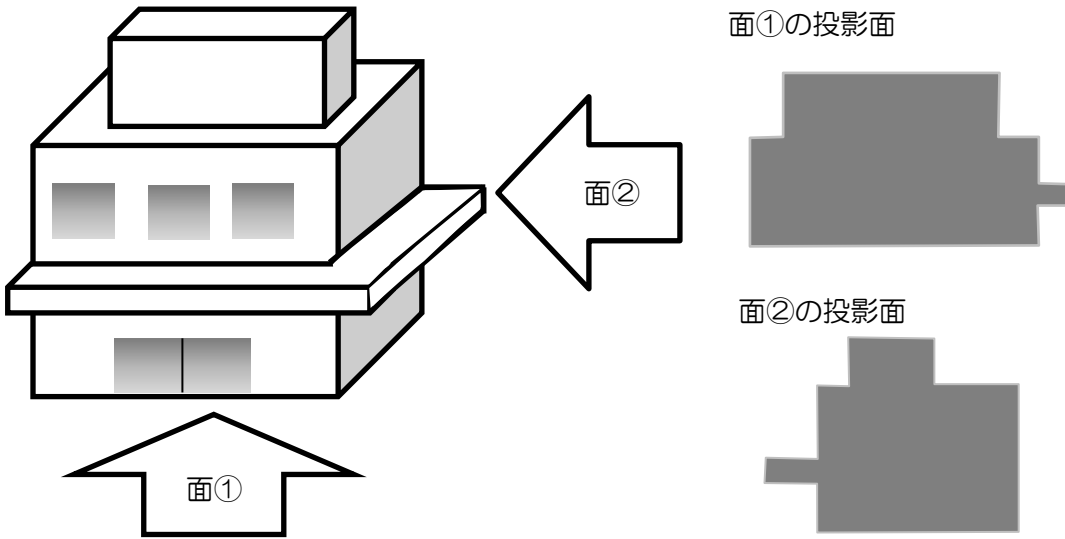
❺交差点離隔：30m以上（一般広告物のみ。許可地域の案内用広告物・広告物の下端が1.5m以上のもの・商業地域を除く）

区 分		1 壁面の面積 A	地盤面からの 高さH	色彩規制	
禁止地域	第1種	自家用広告物	20m ²	—	すべて
		一般広告物	設置不可		
	第2種	自家用広告物 (商業・工業系の地域)	30m ² (50m ²)	—	すべて
		一般広告物	設置不可		
許可地域	第1種	自家用広告物	30m ²	—	すべて
		一般広告物 (案内用広告物のみ許可)	2.5m ²	1.2m	
	第2種	自家用広告物	30m ²	—	高さ1.0m以上又は面積20m ² (1面10m ²)以上の広告物
		一般広告物	30m ²	1.2m	高さ4m以上又は面積10m ² (1面5m ²)以上の広告物
	第3種	自家用広告物	30m ²	—	色彩規制なし (案内用広告物除く)
		一般広告物	30m ²	—	
	第4種	自家用広告物	50m ²	—	高さ1.0m以上又は面積20m ² (1面10m ²)以上の広告物
		一般広告物	50m ²	—	高さ4m以上又は面積10m ² (1面5m ²)以上の広告物
	第5種	自家用広告物	50m ²	—	色彩規制なし (案内用広告物除く)
		一般広告物	50m ²	—	
高松自動車道の路端から100mの範囲の一般広告物（上乗せ基準）		各禁止・許可地域の規制による	1.2m	各禁止・許可地域の規制による	

許可基準 (壁面広告)

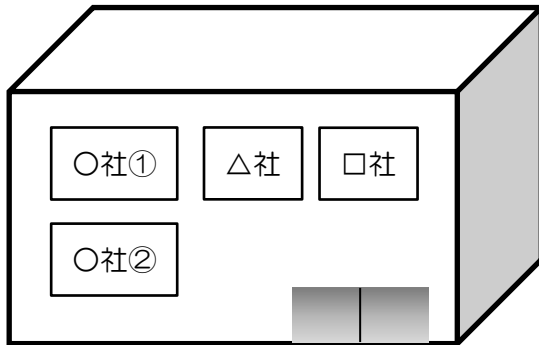
❖面積の算定方法

✎ 1面は投影面とします。



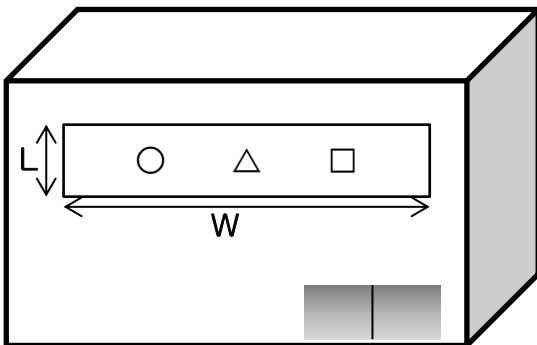
✎ 1面の面積Aは広告主(店舗)ごとに算定します。

✎ 1壁面の合計面積は壁面全体で算定します。

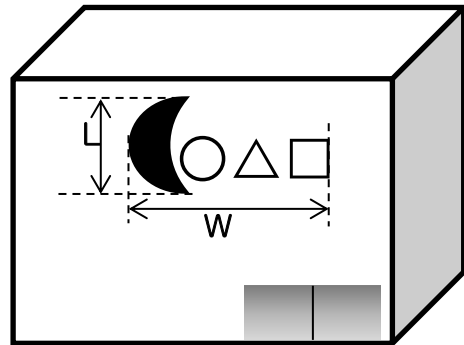


$$\begin{aligned} & \text{O社①} + \text{O社②} \leq A \\ & \triangle社 \leq A \\ & \square社 \leq A \\ & \text{かつ} \\ & (\text{O社①} + \text{O社②}) + \triangle社 + \square社 \\ & \leq \text{壁面面積} \times 1/2 \end{aligned}$$

(例)

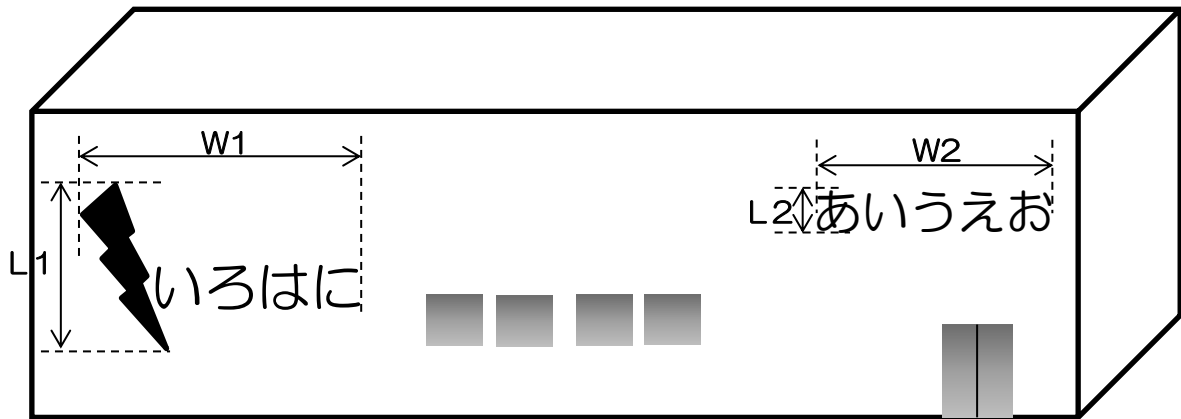


【表示面の縁に枠がある場合】
 $L \times W \leq A$



【表示面の縁に枠がない場合で、一体として内容を表示する場合】
 $L \times W \leq A$

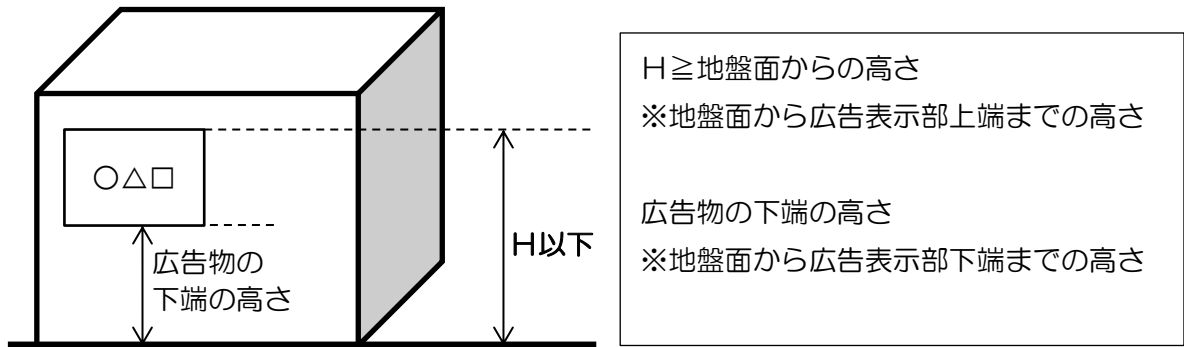
許可基準 (壁面広告)



【表示面の縁に枠がない場合で、表示が一体でなく、異なった内容を表示する場合】

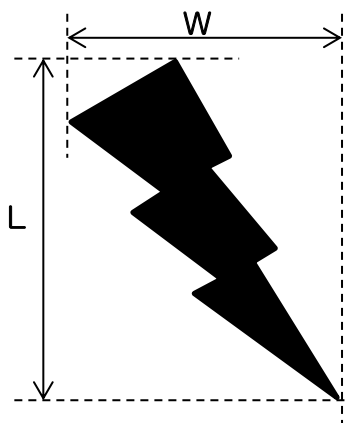
$$(L1 \times W1) + (L2 \times W2) \leq A$$

❖高さの算定方法

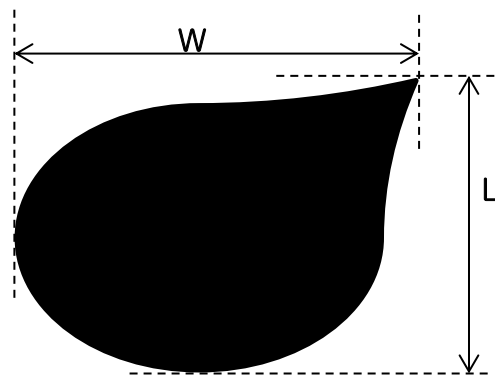


許可基準 (その他)

❖意匠等の面積算定 (例)



表示面積 = L × W



表示面積 = L × W

❖その他の広告物の許可基準

広告板、屋上広告、壁面広告以外の許可基準については、「高松市屋外広告物条例施行規則」別表第1 (76ページ) 及び別表第2 (78ページ) を御確認ください。

屋外広告物安全点検の制度（平成30年3月28日施行）

高松市では、平成30年3月28日から屋外広告物に対する安全点検が義務付けされており、また、平成30年10月1日以降に屋外広告物の継続申請を行う際には、実施した安全点検に関する点検報告書を提出することが義務付けられています。

その中でも、地上からの高さが4mを超えるか、広告表示面積が30㎡を超える屋外広告物で、許可期間が1年を超える場合は、次のいずれかの資格を有する点検者による安全点検を行い、安全点検報告書を提出することを条件に、屋外広告物の継続掲出を許可しています（下記参照）。

- ❶ 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ❷ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士である者
- ❸ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士である者
- ❹ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- ❺ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習会の過程を修了した者

有資格者による点検対象となる広告物の考え方は、以下のとおりです。

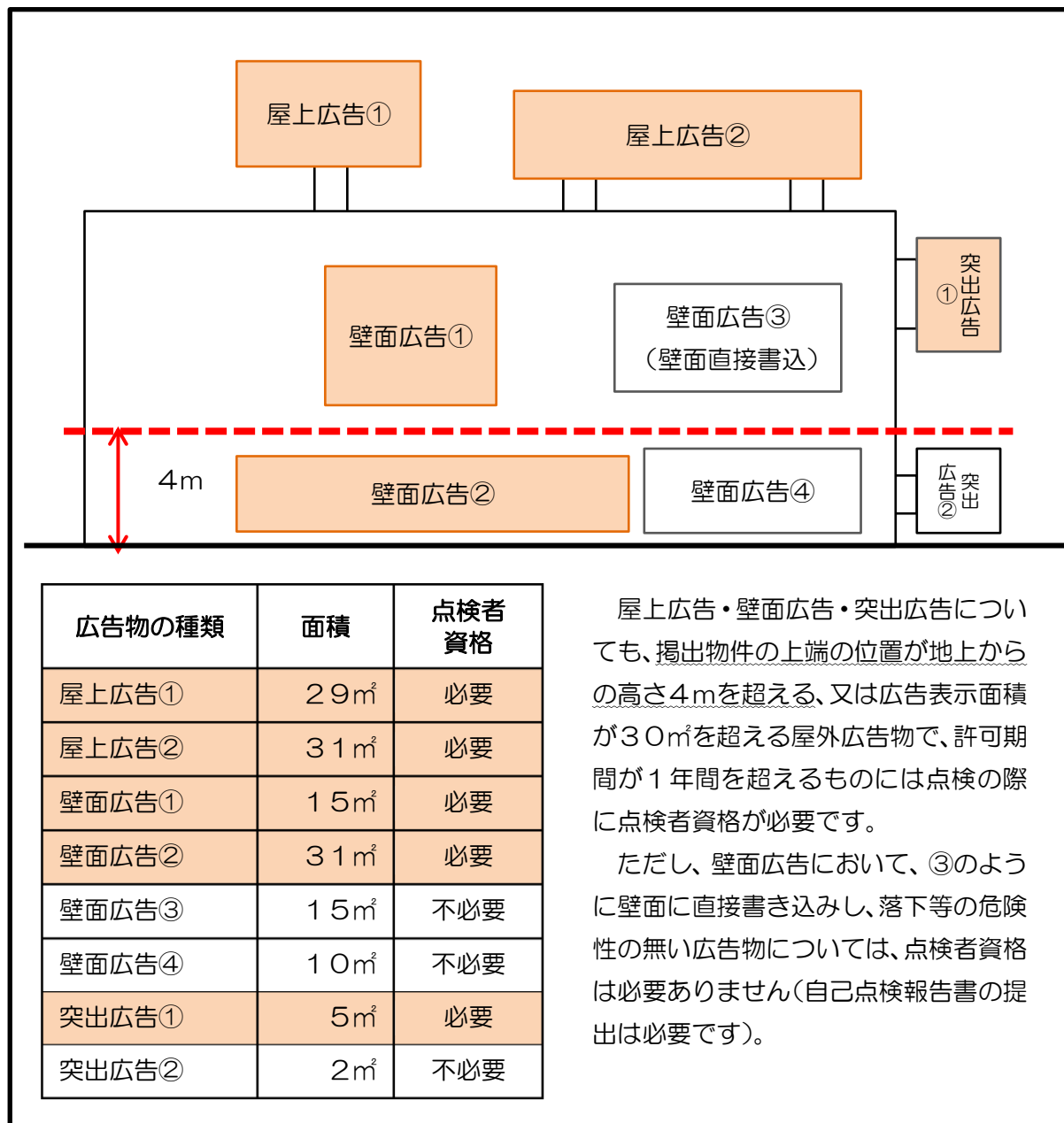
✍ 点検者資格が必要となる広告物の考え方（広告板）

広告物の種類	面積	管理者資格
広告板①	5㎡	必要
広告板②	10㎡	必要
広告板③	20㎡	不必要
広告板④	31㎡	必要

広告板では、掲出物件の上端が地上からの高さ4mを超える、又は広告表示面積が30㎡を超える屋外広告物で、許可期間が1年間を超えるものには点検の際に点検者資格が必要です。

屋外広告物安全点検制度

✍️点検者資格が必要となる広告物の考え方（壁面広告・屋上広告・突出広告）



屋上広告・壁面広告・突出広告についても、掲出物件の上端の位置が地上からの高さ4mを超える、又は広告表示面積が30㎡を超える屋外広告物で、許可期間が1年間を超えるものには点検の際に点検者資格が必要です。

ただし、壁面広告において、③のように壁面に直接書き込みし、落下等の危険性の無い広告物については、点検者資格は必要ありません（自己点検報告書の提出は必要です）。

❖安全点検報告書の提出方法

安全点検報告書は、広告物ごとの提出が必要です。ただし、広告主、点検者両者が押印した表書書類に、各屋外広告物の概要、点検結果等の判断・改善の概要等が記入された別紙を添付した形の提出でも構いません。

安全点検報告書には、添付書類として点検時の写真が必要です。

写真は掲出物件の本体、接合部、支持部等の状況が確認できるものを用意してください。

なお、安全点検報告書が提出された広告物については、自己点検報告書の提出は必要ありません。

違反広告物・違反施工業者への対応

高松市では、許可基準に適合しない広告物や、許可申請手続きをしていない広告物などの『違反広告物』に対して厳正な対応を強化するため、その指導方法等のマニュアルを定めています。

違反広告物の減少に向け、このマニュアルに基づき、指導に従わない悪質な『広告主』や『施工業者』に対しては、その者の氏名を公表するなど、厳正な対応を実施し、良好な景観形成を推進します。



屋外広告業登録制度

❖屋外広告業とは

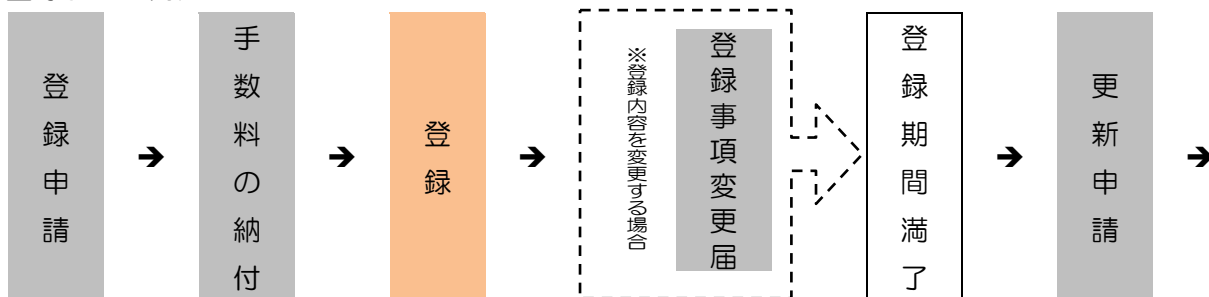
広告主等から依頼を受けて、屋外広告物等の表示（設置）を行う営業をいいます。

高松市の区域内において、屋外広告業を営もうとする場合は、営業所等を高松市内に有していない場合であっても高松市の登録を受ける必要があります。

無登録で、屋外広告業を営んだ場合（屋外広告物の表示（設置）を行った場合）は、高松市屋外広告物条例に基づき、「1年以下の懲役」又は「50万円以下の罰金」の罰則の適用を受ける場合があります。

香川県内で高松市以外の区域で屋外広告業を営む場合は、香川県の登録を受ける必要があります。

❖登録までの流れ



登録申請に必要な書類

- 屋外広告業登録申請書【指定様式（様式第12号）】
 - 誓約書【指定様式（様式第12号の2）】
 - 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。申請前3か月以内に発行されたもの）
※個人登録の場合は登録申請者の住民票の抄本（申請前3か月以内に発行されたもの）
 - 業務主任者（*1）の資格証明書の写し
 - 業務主任者（*1）の住民票の抄本（申請前3か月以内に発行されたもの）
- ※本市に住民登録がある者で、住民票を省略する場合は、同意書を提出してください。
※登録申請手数料（10,000円）は、書類審査後に納入通知書を送付しますので、最寄り
の高松市指定金融機関等で納入をお願いします。納入確認後に登録済通知を送付します。

*1：業務主任者は、次のいずれかの資格をお持ちの方で、登録する事業所（営業所）に所属した方
なければなりません。なお、業務主任者は屋外広告物の関係法令等の遵守に関するほか、
帳簿の記載に関することや、広告物等の工事に係る安全確保等を統括管理しなければなりません。

- ①国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ②都道府県等の地方自治体が開催する講習会の課程を修了した者
- ③職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者であって、その職種又は訓練科が広告美術科又は広告美術仕上げに係るものであったもの

❖有効期間

登録の有効期間は、5年間です。有効期間満了後も、引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録期間満了の日の90日前から30日前までに更新の手続きを行わなければなりません。（期間後は、新規での登録となります。）

更新の手続きを行わず、登録期間満了後に屋外広告業を営んだ場合、無登録営業として罰則の適用を受ける場合があります。

屋外広告業登録制度

❖登録の拒否

登録申請者が次の①から⑦までのいずれかに該当するとき、若しくは屋外広告業登録申請書やその添付書類のうち重要な事項についての虚偽記載又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否します。

- ①登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ②登録を受けて屋外広告業を営む者で法人であるものが、登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- ③業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当する者
- ⑥法人でその役員のうち①から④までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑦営業所ごとに業務主任者を選任していない者

❖登録制度における業務

✎**標識の掲示** : 屋外広告業者は、営業所ごとに見やすい場所に氏名又は名称や登録番号のほか、規則で定める事項(*1)を記載した標識【指定様式(様式第20号)】を掲げなければなりません。

*1: 標識に記載しなければならない事項

- ①氏名又は名称
- ②登録番号
- ③営業所の名称
- ④法人である場合は、その代表者の氏名
- ⑤登録年月日
- ⑥営業所に置かれている業務主任者の氏名

✎**帳簿の備付け**: 屋外広告業者は、その営業所ごとに広告物の表示(設置)に係る事項(*2)を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。なお、帳簿への記載は、必要に応じて明確に紙面に表示されるときは、電子媒体への記録に替えることができます。また、帳簿は、広告物等の表示(設置)の契約ごとに作成し、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければなりません。

*2: 帳簿に記載しなければならない事項

- ①注文者の氏名又は名称及び住所
- ②表示し、又は設置した広告物等に係る次に掲げる事項
 - ・表示し、又は設置した場所及び年月日
 - ・種類
 - ・数量
 - ・形状、寸法その他参考となる事項

屋外広告業登録制度

❖登録事項の変更

登録事項（代表者の氏名や営業所の所在地、業務主任者の氏名等）を変更した場合は、変更の生じた日から30日以内に「登録事項変更届」の提出が必要です。

登録事項の変更に必要な書類			
変更事項	添付書類	個人	法人
屋外広告業登録事項変更届【指定様式（様式第14号）】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録申請者の住民票の抄本（*1）	<input type="checkbox"/>	
	登記事項証明書（*2）		<input type="checkbox"/>
	誓約書【指定様式（様式第12号の2）】 （法人の代表者の変更の場合）		<input type="checkbox"/>
営業所の名称及び所在地	登記事項証明書（*2） （商業登記の変更を伴う場合）		<input type="checkbox"/>
法人の役員の氏名	誓約書【指定様式（様式第12号の2）】		<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書（*2）		<input type="checkbox"/>
業務主任者の氏名	業務主任者の資格証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	業務主任者の住民票の抄本（*1）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*1：住民票の抄本：届出前3か月以内に発行されたもの

※本市に住民登録がある者で、住民票を省略する場合は、同意書を提出してください。

*2：登記事項証明書：履歴事項全部証明書。届出前3か月以内に発行されたもの

❖廃業の届出

屋外広告業を廃業したときは、「屋外広告業廃業等届【指定様式（様式第14号の4）】」を、廃業した日から30日以内に提出してください。

廃業の理由と届出者	
廃業の理由	届出者
屋外広告業者の死亡	相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続きの開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由で解散した場合	清算人
高松市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は法人を代表する役員

❖登録の取消し等

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、若しくは6か月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部を停止します。

- ❶ 偽り或其他不正の手段により屋外広告業の（更新の）登録を受けたとき。
- ❷ 登録の拒否事項の欄の❷と、❹から❺までのいずれかに該当することとなったとき。
- ❸ 屋外広告業の登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ❹ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

法令集

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 広告物等の制限（第3条—第6条）
- 第3章 監督（第7条—第8条）
- 第4章 屋外広告業
 - 第1節 屋外広告業の登録等（第9条—第11条）
 - 第2節 登録試験機関（第12条—第15条）
- 第5章 雑則（第16条—第19条）
- 第6章 罰則（第20条—第24条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

条例第3条
(44、45頁)

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するため

条例第4条

に必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第3章 監督

（違反に対する措置）

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

（参 照）
条例第4条
(45、46頁)

条例第5条
(46頁)

条例第7条
(46、47頁)
条例第9条
～第10条
(48頁)
条例第12条
(48頁)

条例第17条
～第18条
(51、52頁)
条例第22条
(53頁)

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
- (1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- (2) 管理されずに放置されていることが明らかなき。
- (除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)
- 第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- (1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

条例第19条
～第21条
(52、53頁)

- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間
- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。
- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものことができる。

条例第23条
(53頁)

第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

条例第23条
～第23条の9
(53～55頁)
第26条の2
～第26条の3
(57頁)

(1) 登録の有効期間に関する事項

(2) 登録の要件に関する事項

(3) 業務主任者の選任に関する事項

(4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項

(5) その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

(1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。

(2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

へ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
ト 業務主任者を選任していない者

(3) 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

(4) 前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

条例第26条
(56、57頁)

第2節 登録試験機関

(登録)

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

(1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。

(2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

(3) その役員のうち、第1号に該当する者があること。

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

(2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関する

ことを含む。)に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3) 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第19条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第20条 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第15条第2項、第16条、第17条、第20条第1項、第21条又は前条第1項の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに第20条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。

(3) 第19条第1項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(4) 第19条第2項又は第22条の規定による命令に違反したとき。

(5) 不正な手段により第10条第2項第3号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければ

らない。

第5章 雑則

(特別区の特例)

第26条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第6章 罰則

第30条 第18条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 第25条第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (2) 第23条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第24条第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第33条 第20条第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治44年法律第70号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則（昭和25年法律第214号から平成20年法律第40号までの附則は省略）

附 則（平成23年法律第61号省略） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第14条関係）

科 目	試 験 委 員
1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	1 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

目次

第1章 総則	(第1条—第2条)
第2章 広告物等の規制	
第1節 広告物等の表示等の禁止又は制限等	(第3条—第12条の4)
第2節 広告物を表示する者等の義務等	(第13条—第16条)
第3節 違反者に対する措置等	(第17条—第22条)
第3章 屋外広告業	(第23条—第26条の3)
第4章 削除	
第5章 雑則	(第28条—第30条)
第6章 罰則	(第30条の2—第35条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに同条第2項に規定する屋外広告業（以下「屋外広告業」という。）に関する規制その他の必要な措置を講ずることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(市の責務)

第1条の2 市は、広告物の表示及び掲出物件の設置が適正に行われるよう、事業者及び市民の理解を深めるための啓発、これらの者が行う自主的な活動の支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(屋外広告業を営む者等の責務)

第1条の3 屋外広告業を営む者その他の事業者は、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第1条の4 市民は、第1条の2の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(広告物等の在り方)

第2条 広告物又は掲出物件は、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、かつ、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2章 広告物等の規制

第1節 広告物等の表示等の禁止又は制限等

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(参 照)

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区
 - (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域又は場所で市長が指定する区域 告示第785号
(91～93頁)
 - (3) 香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第31条第1項の規定により指定された地域又は場所 告示第785号
(91～93頁)
 - (4) 高松市文化財保護条例（昭和41年高松市条例第13号）第8条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同項の規定により指定された地域又は場所 告示第785号
(91～93頁)
 - (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域
 - (6) 香川県自然環境保全条例（昭和49年香川県条例第17号）第15条第1項又は第23条第1項の規定により指定された香川県自然環境保全地域又は香川県緑地環境保全地域の区域内で市長が指定する地域並びに同条例第28条第1項の規定により指定された自然記念物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域 告示第785号
(91～93頁)
 - (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域で市長が指定する区域 告示第785号
(91～93頁)
 - (8) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の市長が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の市長が指定する区間
 - (9) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定する地域又は場所 告示第785号
(91～93頁)
(禁止物件) 告示第1070号
(93-1頁)
- 第4条 次に掲げる物件で国又は地方公共団体が設置したものには、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 告示第296号
(93-2頁)
- (1) 橋りょう、トンネル、地下道の上屋、高架構造物及び分離帯
 - (2) 石垣及びよう壁
 - (3) 街路樹及び路傍樹
 - (4) 信号機、道路標識、他の車両又は歩行者を確認するための鏡、里程標、駒（こま）止（どめ）及び歩道さくその他の危険防護さく
 - (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
 - (6) 銅像、記念碑その他これらに類するもの

2 次に掲げる物件に、はり紙、はり札その他これに類するもの、広告旗（これを支える台を含む。）又は立看板その他これに類するもの若しくはこれらの掲出物件（これらを支える台を含む。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱及び街灯柱
- (2) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (3) 道路上に設置されている変圧器
(許可地域)

第5条 前2条の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、本市の区域内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(景観保全型広告整備地区)

第6条 市長は、良好な景観を保全するため広告物又は掲出物件の整備を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
- (2) 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、基本方針に適合するように努めなければならない。

6 第3条に規定する地域又は場所で市長が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、次条第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

7 市長は、前項の規定による届出があった場合において、基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれに係る掲出物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれに係る掲出物件

告示第48号
(94頁)
規則第2条
(65頁)

(参 照)

- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらに係る掲出物件
- (4) 公共的団体が公共的目的をもって一時的に表示する広告物又はこれに係る掲出物件で、市長が認めるもの
- (5) 土地又は物件の所有者又は管理者が管理の必要に基づき表示する広告物又はこれに係る掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの 規則第4条第1項
(65頁)
- (6) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの 規則第4条第2項
(65頁)
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれに係る掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの 規則第4条第3項
(66頁)
- (2) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれに係る掲出物件
- (3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれに係る掲出物件
- (4) 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物
- (5) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの 規則第4条第4項
(66頁)
- 3 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれに係る掲出物件で、前項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。 規則第4条第5項
(66頁)
- 4 道標、案内図板その他公共的目的を有する広告物又はこれらに係る掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。 規則第4条第6項
(66頁)
- 5 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する第4条第2項に規定する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するものについては、第5条の規定は、適用しない。 規則第4条第7項
(66頁)
- (経過措置)
- 第8条 第3条又は第5条の規定により広告物の表示及び掲出物件の設置について制限が加えられることとなった地域又は場所において、当該制限が加えられることとなった際に適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件については、当該制限が加えられることとなった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期

間)は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(禁止広告物)

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、色があせ、又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、故障し、又は老朽したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 道路の見通しを妨げ交通安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の期間及び条件)

第10条 市長は、第5条又は第7条第3項若しくは第4項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

3 第5条又は第7条第3項若しくは第4項の規定による許可を受けて広告物又は掲出物件(規則で定める広告物又は掲出物件を除く。)を表示し、又は設置する者は、当該許可の期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(変更等の許可)

第11条 第5条、第7条第3項若しくは第4項又は前条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第12条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。

(許可の表示)

第12条の2 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(高松市景観審議会からの意見聴取)

規則第5条第1項
(66、67頁)

規則第5条第2項
(67頁)

規則第6条
～第7条
(67頁)

規則第8条
(67頁)

規則第10条
(68頁)

第12条の3 市長は、次に掲げる場合においては、高松市景観審議会条例（平成24年高松市条例第43号）に規定する高松市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第3条各号（第1号及び第5号を除く。）の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。
- (2) 第6条第1項の規定による景観保全型広告整備地区の指定をし、若しくは同条第2項の規定による基本方針を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第7条第1項第5号若しくは第6号、同条第2項第1号若しくは第5号、同条第5項又は第12条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (4) 第12条第2項の規定による許可をしようとするとき。

(告示)

第12条の4 市長は、第3条各号（第1号及び第5号を除く。）又は第6条第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

第2節 広告物を表示する者等の義務等

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、安全かつ良好な状態に保持しなければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者（次項及び第15条において「管理者」という。）を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

規則第11条
(68頁)

3 管理者（規則で定める広告物又は掲出物件を管理する者に限る。）は、規則で定める資格を有する者でなければならない。

規則第11条の2
(68頁)

(点検義務等)

第13条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

規則第11条の3第1項
(68頁)

2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前項の点検を行わなければならない広告物又は掲出物件のうち規則で定める広告物又は掲出物件については、次の各号のいずれかに該当する者に当該点検を行わせなければならない。

規則第11条の3第2項
(68頁)

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）

	(参 照)
(2) 屋外広告士と同等以上の知識を有するものとして規則で定める者	規則第 11 条の 3 第 3 項
3 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者であつて、第 10 条第 3 項の許可を受けようとするものは、前 2 項の規定による点検の結果を、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。	(68、69 頁)
(除却義務)	規則第 11 条の 3 第 4 項
第 14 条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。	(69 頁)
(1) この条例の規定による許可の期間が満了した場合	
(2) 第 22 条の規定により許可が取り消された場合	
(3) 第 8 条に規定する広告物又は掲出物件について、同条に規定する期間が経過した場合	
(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する必要がなくなった場合	
2 前項の規定によりこの条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	規則第 12 条
(処分、手続等の効力の承継)	(69 頁)
第 14 条の 2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。	
(管理者等の届出)	
第 15 条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、管理者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	規則第 13 条第 1 項
	(69 頁)
2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	規則第 13 条第 2 項
	(69 頁)
3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	規則第 12 条
	(69 頁)
4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	規則第 13 条第 3 項
	(69 頁)

(広告主の責務等)

第16条 広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示を委託し、又は依頼して当該広告物の表示を行わせる者をいう。以下同じ。）は、その委託若しくは依頼に係る広告物又はこれに係る掲出物件（以下この条において「委託広告物等」という。）がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないよう、当該委託広告物等の表示、設置及び管理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、委託広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該委託広告物等の広告主に対し、前項に規定する措置を講ずるよう指導することができる。

3 市長は、良好な景観若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止のため特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容並びに勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第3節 違反者に対する措置等

(措置命令)

第17条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の間を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、同項に規定する期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(違反広告物である旨の表示)

第18条 市長は、前条第1項の規定により広告物又は掲出物件の除却を命じ

規則第14条

た場合において、当該除却を命じられた者が特別の理由がなくこれらを除却すべき期限を経過しても除却しないときは、当該広告物又は掲出物件に、規則で定めるところにより、この条例に違反する旨の表示をすることができる。

(広告物等を保管した場合の公示)

第 19 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物又は掲出物件が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日
 - (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項
- 2 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 14 日間（法第 7 条第 4 項の規定により除却した広告物については、7 日間）、高松市公告式条例（昭和 25 年高松市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示すること。
 - (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第 21 条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を新聞紙に掲載すること。
- 3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、法第 8 条第 1 項の規定により保管した広告物又は掲出物件について記載した保管簿を事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第 20 条 法第 8 条第 3 項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 2 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、その他競争入札に付することが適当でない認められるときは、随意契約により売却することができる。

3 法第 8 条第 3 項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 7 日間

(参 照)

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(広告物等を返還する場合の手続等)

第21条 市長は、保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

規則第15条第1項
(69頁)

2 法第7条第4項の規定により除却した広告物又は掲出物件を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還する場合に、法第8条第6項の規定により返還を受ける者から徴収する費用の額は、規則で定める。

規則第15条第2項
(69頁)

(許可の取消し)

第22条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第11条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第11条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第17条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第23条 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

規則第16条
(69頁)

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第23条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

規則第16条の2
(69頁)

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 本市の区域内において営業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
 - (3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の職氏名）
 - (5) 第25条第1項の規定により営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及びその者が業務主任者として従事する営業所の名称
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第23条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

規則第16条の3
(70頁)

（登録の実施）

第23条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第23条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第23条の2第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第26条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが第26条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 第26条の2第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその

法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに第25条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第23条の5 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第23条の2第1項第1号から第5号までに掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

規則第16条の4
(70頁)

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の備付け等)

第23条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を事務所に備え付け、かつ、これを公衆の閲覧に供しなければならない。

規則第25条
(73頁)

(屋外広告業登録事項証明書の交付)

第23条の7 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、市長に申請して屋外広告業登録事項証明書の交付を受けることができる。

規則第16条の5
(71頁)

(廃業等の届出)

第23条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

規則第16条の6
(71頁)

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第23条の9 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第26条の2第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、その登録を抹消しなければならない。

(講習会)

(参 照)
規則第 17 条
(71 頁)

第 24 条 市長は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならない。

（業務主任者の設置）

第 25 条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。

（1） 屋外広告士

（2） 都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市が開催する講習会の課程を修了した者

（3） 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者であって、その職種又は訓練科が広告美術科又は広告美術仕上げに係るものであったもの

（4） 市長が、規則で定めるところにより、前 3 号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

規則第 21 条
(71、72 頁)

2 業務主任者は、次に掲げる業務を統括管理するものとする。

（1） この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

（2） 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

（3） 第 25 条の 3 に規定する帳簿の記載に関すること。

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第 25 条の 2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

規則第 22 条
(72 頁)

（帳簿の備付け等）

第 25 条の 3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

規則第 23 条
(72 頁)

（指導等）

第 26 条 市長は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容ならびに勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地)を公表することができる。

3 第16条第5項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合に準用する。

(登録の取消し等)

第26条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第23条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第23条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第23条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第23条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第26条の3 市長は、屋外広告業者監督処分簿を事務所に備え付け、かつ、これを公衆の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

第4章 削除

第27条 削除

第5章 雑則

(報告及び検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者若しくは屋外広告業を営む者その他の関係者に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理若しくは屋外広告業の業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他の事業所、広告物若しくは掲出物件の存する土地、建物等に立ち入り、広告物、掲出物件、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第29条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、別表に規定する

規則第25条
(73頁)

規則第24条
(72、73頁)

規則第26条
(73頁)

手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出をした政治団体が第4条第2項に規定する広告物又は掲出物件を表示し、又は設置するためこの条例の規定による許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 第23条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、当該登録の申請の際、1件につき1万円の手数料を納付しなければならない。

3 第23条の7の規定による屋外広告業登録事項証明書の交付を受ける者は、当該交付の際、1通につき350円の手数料を納付しなければならない。

4 第24条に規定する講習会において講習を受けようとする者は、1件につき3、700円の手数料を納付しなければならない。

5 既に納付した手数料は、返還しない。

(適用上の注意)

第29条の2 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第1項又は第3項の規定による登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 偽りその他不正の手段により第23条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第26条の2第1項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第31条 第17条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第4条の規定に違反した者

(2) 第5条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(3) 第11条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者

(4) 第14条第1項第1号から第3号までの規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者

(5) 第23条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第25条第1項の規定による業務主任者を選任しなかった者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

(2) 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第30条の2から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第23条の8第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第25条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第25条の3の規定による帳簿を備えず、帳簿の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号。以下「県条例」という。）の規定により、適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日から起算して3年間（県条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

3 この条例の施行前に県条例第17条第1項の規定による届出をしている屋外広告業者は、平成11年9月30日までの間に限り、第23条第1項に規定する届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

4 この条例の施行前に県条例の規定により香川県知事がした許可、処分その他の行為又は香川県知事に対して行っている申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

5 塩江町の編入の際現に県条例の規定に基づき適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、第5条並びに第7条第3項及び第4項の規定は、同町の編入の日から起算して3年間（県条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、適用しない。

6 塩江町の編入の際現に県条例第17条第1項の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、平成18年3月31日までの間に限り、

第23条第1項の規定による届出をしないで本市（高松市塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号及び塩江町安原下第3号に限る。）の区域内において屋外広告業を営むことができる。

7 塩江町の編入の日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置）

8 牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町（以下「5町」という。）の編入の際現に県条例の規定に基づき適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、第5条並びに第7条第3項及び第4項の規定は、5町の編入の日から起算して3年間（県条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、適用しない。

9 5町の編入の際現に県条例第26条第1項の登録を受けている者は、第23条第1項の登録（高松市牟礼町大町、牟礼町原、牟礼町牟礼、庵治町、香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下第3号、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家の区域内において屋外広告業を営むことについてのものに限る。）を受けたものとみなしてこの条例の規定を適用する。この場合においては、同条第2項中「5年」とあるのは、「香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）第26条第2項の規定による有効期間の満了の日まで」とする。

10 5町の編入の日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成11年7月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月24日条例第37号）

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成16年高松市規則第17号により、同年4月1日か

ら施行)ただし、第1条の改正規定、同条の次に3条を加える改正規定並びに第7条及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第18号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月27日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の高松市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第23条第1項の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者(附則第8項の規定により同項に規定する区域(以下「旧塩江町区域」という。)内において屋外広告業を営むことができることとされた者(以下「県条例による届出者」という。)を含む。)については、この条例の施行の日から6月を経過する日までの間(この期間内に改正後の高松市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第23条の4第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新条例第23条第1項の登録を受けないでも、引き続き本市の区域(県条例による届出者にあつては、旧塩江町区域)内において当該屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 前項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる場合においては、その者を新条例第23条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなして、新条例第23条の5第1項、第23条の8第1項、第25条及び第25条の3の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第25条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 5 新条例第13条第3項の規定は、この条例の施行の日以後になされる新条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件について適用する。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年9月22日条例第107号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年9月26日から施行する。
(高松市屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 高松市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成17年高松市条例第

44号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成17年12月21日条例第199号)

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 高松市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成17年高松市条例第44号)附則第2項及び第3項の規定は、牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入の際現に香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成17年香川県条例第25号)附則第2項の規定の適用を受けて屋外広告業を営んでいる者について準用する。この場合において、高松市屋外広告物条例の一部を改正する条例附則第2項中「この条例の施行の日から6月を経過する日までの間」とあるのは「高松市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成17年高松市条例第199号)の施行の日から平成18年3月31日までの間」と、「本市の区域」とあるのは「高松市牟礼町大町、牟礼町原、牟礼町牟礼、庵治町、香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下第3号、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家の区域」と読み替えるものとする。

附 則 (平成24年3月27日条例第44号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第2章第1節中第12条の3を第12条の4とし、第12条の2の次に1条を加える改正規定及び第4章の改正規定は、高松市景観審議会条例(平成24年高松市条例第43号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件(改正前の高松市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)の規定による許可を受け、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に表示される広告物又は設置される掲出物件を含む。次項において「適法広告物等」という。)については、改正後の高松市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第8条の規定にかかわらず施行日から起算して1年間(旧条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。その期間内に新条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 3 前項の規定により適法広告物等を表示し、又は設置できるとき

れた期間が満了した場合においては、市長は、その期間の満了の日の翌日から平成36年3月31日までの間に限り、新条例の規定に違反し、又は新条例の規定による許可の基準に適合しないこととなる適法広告物等について、新条例の規定による許可の基準にかかわらず、新条例第5条、第7条第3項若しくは第4項又は第10条第3項の規定による許可をすることができるものとする。

- 4 市長は、この条例の施行前においても、新条例第3条各号（第1号及び第5号を除く。）の規定の例により、禁止地域等を指定し、又は変更することができる。
- 5 市長は、前項の規定による指定をし、又は変更したときは、その旨を告示するものとする。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定（第13条の2第3項に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間における改正後の第13条の2第2項の規定の適用については、同項中「行わせなければならない」とあるのは、「行わせることができる」とする。
- 3 改正後の第13条の2第3項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に高松市屋外広告物条例第10条第3項の許可の申請を行う者について適用する。

別表（第29条関係）

種 別	区 分 及 び 単 位	手数料の額
はり紙	100枚につき	400円
はり札その他これに類するもの	1枚につき	250円
立看板その他これに類するもの又は広告旗	1枚又は1本につき	400円
広告板又は建築物等を利用する広告物等	広告表示面積1㎡未満のもの1件につき	900円
	広告表示面積1㎡以上5㎡未満のもの1件につき	1,200円
	広告表示面積5㎡以上10㎡未満のもの1件につき	1,700円
	広告表示面積10㎡以上20㎡未満のもの1件につき	3,000円
	広告表示面積20㎡以上30㎡未満のもの1件につき	4,700円
	広告表示面積30㎡以上のもの1件につき	9,200円に広告表示面積のうち30㎡を超える部分の面積が10㎡を増すごとに2,800円を加えた額
電柱（街灯柱を含む。）広告	1個につき	350円
広告幕	1枚につき	550円
アーチ広告	1個につき	3,000円
気球広告	1個につき	1,000円

備 考

- 1 広告物の表示と掲出物件の設置を同時に行う場合は、1件についての手数料とする。
- 2 掲出物件のみの許可申請があった場合の手数料は、当該掲出物件と類似した種別に係る手数料と同額とする。
- 3 広告板又は建築物等を利用する広告物等であって照明装置を使用するものに係る手数料は、この表に規定する額の1.5倍の額とする。
- 4 変更又は改造に係る許可申請手数料は、この表に規定する額の2分の1の額とする。
- 5 はり紙の枚数が100枚に満たないとき、又ははり紙の枚数に100枚未満の端数があるときは、それぞれ100枚とみなす。

○高松市屋外広告物条例施行規則（平成11年2月25日規則第7号）

（参 照）

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例第5条、第7条第3項若しくは第4項又は第10条第3項の規定による許可を受けようとする者は、正副2通の屋外広告物許可申請書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付図書の一部又は全部を省略することができる。

様式第1号
（97頁）

- （1） 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置する場所の位置を明らかにした図及びその付近の状況を示すカラー写真
- （2） 広告物等の形状、面積、寸法、色彩、意匠、素材、位置、構造その他表示又は設置の方法を明らかにした仕様書及び図面（照明装置又は特殊装置を伴うものにあつてはその概要を明らかにしたもの、はり紙にあつては当該はり紙又はその見本を含む。）
- （3） 条例第13条第3項の規定により資格を有する管理者を置かなければならない場合にあつては、当該管理者の資格を証する書面
- （4） 広告物等を表示し、又は設置しようとする土地又は建築物等が他人の所有又は管理に属するものである場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾があつたことを証する書面
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（景観保全型広告整備地区に関する届出）

第3条 条例第6条第6項の規定による届出は、屋外広告物設置届（様式第2号）によらなければならない。

2 前条の規定は、前項の屋外広告物設置届を提出する場合について準用する。
（適用除外の基準等）

第4条 条例第7条第1項第5号の規則で定める基準は、広告表示面積が2㎡以下のものとする。ただし、蛍光塗料を使用したものは、当該基準に適合しないものとする。

2 条例第7条第1項第6号の規則で定めるもの及び規則で定める基準は、次のとおりとする。

公益上必要な施設又は物件	基 準
ベ ン チ	広告表示面積 500cm ² 以下
公 衆 用 ご み 容 器	広告表示面積 300cm ² 以下
防 犯 灯 等	広告表示面積 300cm ² 以下

3 条例第7条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

広告物等の種類	基 準
立看板その他これに類するもの、広告幕、はり紙、はり札その他これに類するもの又は広告旗	それぞれの種類に係る第8条第1項の規定による許可の基準に適合するものであること。
上欄に掲げる種類以外の広告物等	次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に掲げる基準 (1) 条例第3条の規定による禁止地域等に表示し、又は設置する広告物等 一の敷地における広告表示面積の合計が10㎡以下で、かつ、第5項の規定による許可の基準に適合するものであること。 (2) 条例第5条の規定による許可地域に表示し、又は設置する広告物等 一の敷地における広告表示面積の合計が30㎡以下で、かつ、第8条第1項の規定による許可の基準に適合するものであること。

4 条例第7条第2項第5号の規則で定める基準は、工事の期間中に限り表示されるもので、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されていないものとする。

5 条例第7条第3項の規定により許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等の条例第12条第1項の規定による許可の基準は、別表第1のとおりとする。この場合において、蛍光塗料を使用したものは、許可しない。

6 条例第7条第4項の規定により許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等の条例第12条第1項の規定による許可の基準は、広告表示面積が5㎡以下のもので良好な景観又は風致を特に損なわず、かつ、公衆に対し危害を及ぼさないものとする。

7 条例第7条第5項の規則で定める基準は、当該広告物等に係る第8条第1項の規定による許可の基準に適合するもので、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者の氏名又は名称及びその連絡先が明示され、かつ、当該広告物等の表示又は設置についてその場所又は施設の管理者等の承諾を得ているものとする。

8 第1項ただし書の規定は第2項から第4項までに規定する基準について、第5項後段の規定は第6項に規定する許可の基準について準用する。

(許可の期間)

(参 照)

第5条 条例第10条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の許可の期間は、次のとおりとする。

広告物等の種類	許可の期間
はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕、気球広告 その他これらに類する簡易なもの	60日以内
上欄に掲げる種類以外の広告物等	3年以内

2 条例第10条第3項の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第4条第2項に規定する広告物又は掲出物件とする。

（変更等の許可の申請）

第6条 条例第11条第1項の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、正副2通の屋外広告物変更等許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の屋外広告物変更等許可申請書には、第2条各号に掲げる図書のうち、当該変更等に関する事項を明らかにしたものを添付しなければならない。

（軽微な変更又は改造）

第7条 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次のとおりとする。

- (1) 補強すること。
- (2) 部材を取り替えること（材質を変更することを含む。）。
- (3) 形状、色彩、模様、大きさ等を変えない塗り替えをすること。
- (4) 掲出物件の形状及び位置を変更することなく、広告幕の定期的な変更を行うこと。
- (5) その他市長が軽微な変更又は改造と認めるもの

（完了等の届出）

第7条の2 条例第5条、第7条第3項若しくは第4項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了し、又は中止したときは、遅滞なく、屋外広告物表示・設置完了（中止）届（様式第3号の2）に当該広告物等のカラー写真を添付して、市長に提出しなければならない。

（許可の基準）

第8条 条例第12条第1項の許可の基準（条例第7条第3項及び第4項の許可に係るものを除く。）は、別表第2のとおりとする。

2 道標、案内図板その他公共的目的を有する広告物等は、広告表示面積が5㎡以下のもので、良好な景観又は風致を特に損なわず、かつ、公衆に対し危害を及ぼさないものについては、前項の規定にかかわらず、許可することができる。

（許可証等）

第9条 市長は、条例第5条、第7条第3項若しくは第4項、第10条第3項又は第11条第1項の許可をするときは、第2条の屋外広告物許可申請書又

様式第3号
(99頁)

様式第3号の2
(100頁)

は第6条第1項の屋外広告物変更等許可申請書の副本に許可証票（様式第4号）を添えて申請者に交付するものとする。ただし、はり紙等の広告物については、許可証票の交付に代え、当該広告物に許可証印（様式第5号）を押印するものとする。

（許可の表示）

第10条 条例第12条の2の規定による表示は、前条本文の規定により交付を受けた許可証票に係る広告物等にあつては当該許可証票を許可物件又はその他見やすい場所に掲示することにより、同条ただし書の規定により押印を受けた許可証印に係る広告物にあつては当該許可証印を表示することにより行わなければならない。

（管理者の設置を要しない広告物等）

第11条 条例第13条第2項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、許可の期間が1年以下であるものとする。

（資格を有する管理者の設置を要する広告物等）

第11条の2 条例第13条第3項の規則で定める広告物又は掲出物件は、広告表示面積が30平方メートルを超えるもの又は地上から当該広告物等の上端までの高さが4メートルを超えるもので、許可の期間が1年を超えるものとする。

2 条例第13条第3項の規則で定める資格は、条例第25条第1項各号のいずれかに該当することとする。

（点検）

第11条の3 条例第13条の2第1項の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第7条第1項各号、第2項第2号から第5号まで、又は第5項の規定により条例第5条の規定が適用されないもの及び第5条に規定する許可の期間が60日以内であるものとする。

2 条例第13条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、広告表示面積が30平方メートルを超えるもの又は地上から当該広告物等の上端までの高さが4メートルを超えるもので、許可の期間が1年を超えるものとする。

3 条例第13条の2第2項第2号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士である者（以下「建築士」という。）

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士である者（以下「電気工事士」という。）

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者（以下「電気主任技術者」という。）

(4) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点

検に関する技能講習会の課程を修了した者

4 条例第13条の2第3項の規定による結果の報告は、条例第10条第3項の許可の申請を行う際に、次に掲げる書類を第2条の屋外広告物許可申請書に添えて市長に提出することにより、行わなければならない。

- (1) 条例第13条の2第1項の点検の結果を記載した書面
- (2) 当該点検を行った者が条例第13条の2第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（当該点検に係る広告物等が同項の規則で定める広告物又は掲出物件である場合に限る。）

（除却及び滅失の届出）

第12条 条例第14条第2項又は第15条第3項の規定による届出は、屋外広告物除却・滅失届（様式第6号）によらなければならない。

（管理者等の届出）

様式第6号
(101頁)

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、屋外広告物管理者設置届（様式第7号）によらなければならない。

2 条例第15条第2項の規定による届出は、屋外広告物設置者・管理者変更届（様式第8号）によらなければならない。

様式第8号
(102頁)

3 条例第15条第4項の規定による届出は、屋外広告物設置者・管理者氏名等変更届（様式第9号）によらなければならない。

様式第9号
(103頁)

4 第2条の屋外広告物許可申請書又は第6条第1項の屋外広告物変更等許可申請書に当該広告物等を管理する者の氏名又は名称、住所等を記載して申請した場合は、第1項の届出をしたものとみなす。

（違反広告物である旨の表示）

第14条 条例第18条の規定による表示は、様式第10号による表示書を当該広告物等にはり付けることにより行うものとする。

（広告物等を返還する場合の手続等）

第15条 条例第21条第1項の規則で定める受領書は、様式第11号によるものとする。

2 条例第21条第2項に規定する費用の額は、次のとおりとする。

- (1) はり札その他これに類するもの 1枚につき250円
- (2) 広告旗（これを支える台を含む。） 1本につき400円
- (3) 立看板その他これに類するもの又はこれらの掲出物件（これらを支える台を含む。） 1枚につき400円

（更新の登録の申請期間）

第16条 条例第23条第3項の規定により同項の更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に次条の申請書を提出しなければならない。

（登録申請書）

第16条の2 条例第23条の2第1項に規定する申請書は、様式第12号によるものとする。

様式第12号
(104頁)

(参 照)

(添付書類)

第16条の3 条例第23条の2第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が条例第23条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（様式第12号の2。以下「誓約書」という。）
- (2) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。）に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (3) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを確認することができる書類及び当該業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第12号の2
(105頁)

2 前項の登録申請者又は業務主任者が、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を省略することができる。

(登録事項の変更の届出)

第16条の4 条例第23条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

様式第14号
(106頁)

- (1) 次のアからオまでに掲げる変更の区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる書類
 - ア 条例第23条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 個人にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人にあつては登記事項証明書並びに法人の代表者の氏名の変更にあつては、誓約書
 - イ 条例第23条の2第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
 - ウ 条例第23条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 誓約書及び前条第3号に掲げる書類
 - エ 条例第23条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 誓約書及び前条第2号に掲げる書類
 - オ 条例第23条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第4号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合において、条例第23条の5第2項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした者に通知する。

(参 照)

(屋外広告業登録事項証明書の交付)

第16条の5 条例第23条の7の屋外広告業登録事項証明書は、様式第14号の2によるものとする。

2 屋外広告業登録事項証明書の交付を受けようとする屋外広告業者は、屋外広告業登録事項証明書交付申請書(様式第14号の3)を市長に提出しなければならない。

様式第14号の3
(107頁)

(廃業等の届出)

第16条の6 条例第23条の8第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(様式第14号の4)により行わなければならない。

様式第14号の4
(108頁)

(講習会の開催の告示)

第17条 市長は、条例第24条に規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、開催の場所その他講習会の開催に関して必要な事項を告示するものとする。

(講習会の受講手続)

第18条 講習会において講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

様式第15号
(109頁)

(講習要目等)

第19条 講習会における講習要目は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令、条例等に関する事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、前項第3号に掲げる講習要目の受講を免除するものとする。

- (1) 建築士
- (2) 電気工事士
- (3) 電気主任技術者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を受けた者又は法定職業訓練を修了した者であつて、その職種又は訓練科が帆布製品科又は帆布製品製造科に係るものであつたもの

3 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ屋外広告物講習会の講習要目の一部免除申請書(様式第16号)に前項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

様式第16号
(110頁)

4 市長は、第2項の規定により講習要目の受講の免除を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(屋外広告物講習会修了証書の交付)

第20条 市長は、講習会の課程を修了した者に屋外広告物講習会修了証書(様式第17号)を交付するものとする。

(認定手続)

第21条 条例第25条第1項第4号の規定による認定を受けようとする者

は、認定申請書（様式第18号）に履歴書及び講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、認定書（様式第19号）を申請者に交付するものとする。

（標識の掲示）

第22条 条例第25条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 営業所の名称
- (2) 法人である場合は、その代表者の氏名
- (3) 登録年月日
- (4) 営業所に置かれている業務主任者の氏名

2 条例第25条の2の標識は、様式第20号によるものとする。

（帳簿の備付け等）

第23条 条例第25条の3に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 表示し、又は設置した広告物等に係る次に掲げる事項
 - ア 表示し、又は設置した場所及び年月日
 - イ 種類
 - ウ 数量
 - エ 形状、寸法その他参考となる事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって条例第25条の3に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 条例第25条の3に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において単に「帳簿」という。）は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（監督処分簿）

第24条 条例第26条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 処分に係る営業所の名称及び所在地

- (3) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号
 - (4) 処分の根拠となる条例の条項等
 - (5) 処分の原因となった事実
 - (6) その他参考となる事項
- 2 屋外広告業者監督処分簿は、処分1件ごとに作成するものとし、その保存期間は、それぞれ当該処分の日から5年間とする。

(登録簿等の閲覧)

第25条 条例第23条の6及び第26条の3第1項の規定による屋外広告業者登録簿及び屋外広告業者監督処分簿（以下「登録簿等」という。）を閲覧に供するため、高松市屋外広告業者登録簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）を都市整備局都市計画課内に置く。

2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、登録簿等の整理その他特に必要があると認める場合は、臨時に閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。

4 登録簿等を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 登録簿等を閲覧所の外に持ち出さないこと。
- (2) 登録簿等を汚し、又は破らないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

5 市長は、前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、登録簿等の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

(立入検査職員の身分証明書)

第26条 条例第28条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第21号によるものとする。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(高松市都市景観条例施行規則の一部改正)

2 高松市都市景観条例施行規則（平成5年高松市規則第13号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成12年12月25日規則第73号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月10日規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び

第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第15号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の高松市屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年9月22日規則第126号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第21号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の高松市屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年3月31日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月27日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の2の規定は、この規則の施行の日以後に条例第5条、第7条第3項若しくは第4項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者について適用する。

（準備行為）

- 3 市長は、この規則の施行前においても、改正後の別表第1備考1及び別表第2備考1の規定の例により、禁止地域及び許可地域を定め、告示することができる。

（高松市景観規則の一部改正）

- 4 高松市景観規則（平成24年高松市規則第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年3月28日規則第9号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2の改正規定及び第11条の2の次に1条を加える改正規定（第11条の3第4項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(参 照)

2 改正後の第11条の3第4項の規定は、平成30年10月1日以後に高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）第10条第3項の許可の申請を行う者について適用する。

附 則（令和元年7月1日規則第7号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

1 広告板

区 分	許 可 の 基 準
第 1 種 禁止地域	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき10㎡以下で、かつ、合計20㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、10m以下であること。</p> <p>(3) 日本産業規格Z8721に規定する彩度（以下「彩度」という。）8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p>
第 2 種 禁止地域	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域（以下「商業・工業系地域」という。）にあっては、1面につき25㎡以下で、かつ、合計50㎡以下）であること。</p> <p>(2) 高さは、12m以下（商業・工業系地域にあっては、15m以下）であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p>

2 建築物等を利用する広告物等

区 分	許 可 の 基 準	
屋 上 広 告	第 1 種 禁止地域	<p>(1) 広告表示面積は、20㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p>
	第 2 種 禁止地域	<p>(1) 広告表示面積は、200㎡以下（商業・工業系地域にあっては、400㎡以下）であること。</p> <p>(2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p>
壁 面 広 告	第 1 種 禁止地域	<p>(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、10㎡以下であること。</p> <p>(2) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p>
	第 2 種 禁止地域	<p>(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、30㎡以下（商業・工業系地域にあっては、50㎡以下）であること。</p> <p>(2) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p>
突 出 し 広 告	第 1 種 禁止地域 及 び 第 2 種 禁止地域	<p>(1) 路面から当該広告物等の下端までの高さは、4.5m以上（歩道上に突き出す場合は、2.5m以上）であること。</p> <p>(2) 路端からの出幅は、0.6m以下（歩道上に突き出す場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、1m以下）であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p>

備 考

- 1 第1種禁止地域及び第2種禁止地域については、市長が別に定めて告示する。
- 2 電光可変表示装置（発光ダイオードその他の光源を利用して、映像その他の表示の内容を常時変化することができる装置をいう。以下同じ。）を使用する広告物である場合におけるこの表の適用については、当該広告物のうち電光可変表示装置に係る部分の面積に3を乗じて得た面積に当該広告物のうち電光可変表示装置以外の部分の面積を加えて得た面積をもって、当該広告物の広告表示面積とする。
- 3 広告物等の種類ごとの用語の解釈は、次のとおりとする。

種 類	解 釈
広 告 板	木製、金属製等のもので、土地に建てられ、又は建築物若しくは工作物に取り付けられるものをいう。
屋 上 広 告	建築物又は工作物の屋上に表示するものをいう。
壁 面 広 告	建築物又は工作物の外壁面に表示するもの（外壁面から突き出すものを除く。）をいう。
突出し広告	建築物又は工作物の外壁面から突き出して表示するものをいう。

1 広告板

区分	種別	許可の基準
第1種許可地域	一般広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき2.5㎡以下で、かつ、合計5㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、3m以下であること。</p> <p>(3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(4) 案内用広告物であること。</p>
	自家用広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、12m以下であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p>
第2種許可地域	一般広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、5m以下であること。</p> <p>(3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(4) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、4m未満であること。</p> <p>(5) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
	自家用広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、12m以下であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき10㎡未満で、かつ、合計20㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、10m未満であること。</p>
第3種許可地域	一般広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、5m以下であること。</p> <p>(3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(4) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

1 広告板（続き）

区分	種別	許可の基準
	自家用 広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、12m以下であること。</p>
第4種 許可 地域	一般 広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、5m以下であること。</p> <p>(3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(4) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、4m未満であること。</p> <p>(5) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域（以下「商業地域」という。）に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
	自家用 広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき25㎡以下で、かつ、合計50㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、15m以下であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき10㎡未満で、かつ、合計20㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、10m未満であること。</p>
第5種 許可 地域	一般 広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、5m以下であること。</p> <p>(3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(4) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
	自家用 広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1面につき25㎡以下で、かつ、合計50㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、15m以下であること。</p>

2 建築物等を利用する広告物等

区 分	種 別	許 可 の 基 準	
屋 上 廣 告	第 1 種 許 可 地 域	一 般 廣 告 物	広告物等の表示又は設置を許可しない。
		自家用 廣 告 物	(1) 広告表示面積は、200㎡以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。
	第 2 種 許 可 地 域	一 般 廣 告 物	(1) 広告表示面積は、200㎡以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 地上から当該広告物等の上端までの高さは20m以下であること。 (4) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。 (5) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。 ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であること。 イ 高さは、4m未満であること。 (6) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、地上から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。
		自家用 廣 告 物	(1) 広告表示面積は、200㎡以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。 ア 広告表示面積は、1面につき10㎡未満で、かつ、合計20㎡未満であること。 イ 高さは、10m未満であること。
		一 般 廣 告 物	(1) 広告表示面積は、200㎡以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。 (4) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、地上から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。
	第 3 種 許 可 地 域	一 般 廣 告 物	(1) 広告表示面積は、200㎡以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。 (4) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、地上から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。
自家用 廣 告 物		(1) 広告表示面積は、200㎡以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。	

2 建築物等を利用する広告物等（続き）

区 分		種 別	許 可 の 基 準
屋 上 広 告	第 4 種 許 可 地 域	一 般 広 告 物	<p>(1) 広告表示面積は、400㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>(3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(4) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、4m未満であること。</p> <p>(5) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合、地上から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
		自家用 広 告 物	<p>(1) 広告表示面積は、400㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき10㎡未満で、かつ、合計20㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、10m未満であること。</p>
	第 5 種 許 可 地 域	一 般 広 告 物	<p>(1) 広告表示面積は、400㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>(3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(4) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合、地上から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
		自家用 広 告 物	<p>(1) 広告表示面積は、400㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p>

2 建築物等を利用する広告物等（続き）

区 分		種 別	許 可 の 基 準
壁 面 廣 告	第 1 種 許 可 地 域	一 般 廣 告 物	(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、 2. 5㎡以下であること。 (2) 地上から当該広告物等の上端までの高さは、12m以下であること。 (3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。 (4) 案内用広告物であること。
		自家用 廣 告 物	(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、 30㎡以下であること。 (2) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の 2分の1以下であること。
	第 2 種 許 可 地 域	一 般 廣 告 物	(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、 30㎡以下であること。 (2) 地上から当該広告物等の上端までの高さは、12m以下であること。 (3) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。 (4) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の 2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満た す場合は、この限りでない。 ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であ ること。 イ 高さは、4m未満であること。 (5) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、案内 用広告物である場合は、この限りでない。
		自家用 廣 告 物	(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、 30㎡以下であること。 (2) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の 2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満た す場合は、この限りでない。 ア 広告表示面積は、1面につき10㎡未満で、かつ、合計20㎡未満であ ること。 イ 高さは、10m未満であること。
	第 3 種 許 可 地 域	一 般 廣 告 物	(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、 30㎡以下であること。 (2) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。 (3) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、地上 から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用廣 告物である場合は、この限りでない。
		自家用 廣 告 物	(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、 30㎡以下であること。

2 建築物等を利用する広告物等（続き）

区 分		種 別	許 可 の 基 準
壁 面 広 告	第 4 種 許 可 地 域	一 般 広 告 物	<p>(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、50㎡以下であること。</p> <p>(2) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(3) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、4m未満であること。</p> <p>(4) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合、地上から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
		自家用 広 告 物	<p>(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、50㎡以下であること。</p> <p>(2) 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき10㎡未満で、かつ、合計20㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、10m未満であること。</p>
	第 5 種 許 可 地 域	一 般 広 告 物	<p>(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、50㎡以下であること。</p> <p>(2) 他の一般広告物との距離は、5m以上であること。</p> <p>(3) 信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合、地上から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
		自家用 広 告 物	<p>(1) 1面の広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下で、かつ、50㎡以下であること。</p>

2 建築物等を利用する広告物等（続き）

区 分	種 別	許 可 の 基 準
突出し 広告	一 般 広告物	<p>(1) 路面から当該広告物等の下端までの高さは、4.5 m以上（歩道上に突き出す場合は2.5 m以上）であること。</p> <p>(2) 路端からの出幅は、0.6 m以下（歩道上に突き出す場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、1 m以下）であること。</p> <p>(3) 第1種許可地域又は第2種許可地域においては、地上から当該広告物等の上端までの高さは、12 m以下であること。</p> <p>(4) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5 m²未満で、かつ、合計10 m²未満であること。</p> <p>イ 高さは、4 m未満であること。</p> <p>(6) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30 m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合、地上から当該広告物等の下端までの高さが15 m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
	自家用 広告物	<p>(1) 路面から当該広告物等の下端までの高さは、4.5 m以上（歩道上に突き出す場合は2.5 m以上）であること。</p> <p>(2) 路端からの出幅は、0.6 m以下（歩道上に突き出す場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、1 m以下）であること。</p> <p>(3) 第1種許可地域、第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、第2種許可地域又は第4種許可地域において、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき10 m²未満で、かつ、合計20 m²未満であること。</p> <p>イ 高さは、10 m未満であること。</p>

2 建築物等を利用する広告物等（続き）

区 分	種 別	許 可 の 基 準
標識等を利用するもの	消火栓標識柱に添加するもの	<p>(1) 幅は、0.8m以下であること。</p> <p>(2) 消火栓標識柱1本につき1個のみとすること。</p> <p>(3) 路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩車道の区別のない道路の場合は4.5m以上、歩道上の場合は2.5m以上であること。</p> <p>(4) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、4m未満であること。</p> <p>(6) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
	停留所標識に表示するもの	<p>(1) 停留所標識1基につき2個以内とすること。</p> <p>(2) 進行車両から見えない面に表示すること。</p> <p>(3) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(4) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

3 アーチ広告

種 別	許 可 の 基 準
一般広告物	<p>(1) 広告表示面積は、10㎡以下であること。</p> <p>(2) 路面から当該広告物等の下端までの高さは、4.5m以上であること。</p> <p>(3) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(4) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合、地上から当該広告物等の下端までの高さが15m以上である場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

4 電柱（街灯柱を含む。）広告

種 別	許 可 の 基 準
電柱及び街灯柱に直接塗装し、又は巻き付けるもの	<p>(1) 長さは、1.8 m以下であること。</p> <p>(2) 電柱又は街灯柱1本につき1巻きのみとすること。</p> <p>(3) 路面から当該広告物等の下端までの高さは、1 m以上であること。</p> <p>(4) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、高さが4 m未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30 m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
電柱及び街灯柱に添加するもの	<p>(1) 長さは、1.2 m以下であること。</p> <p>(2) 出幅は、0.6 m以下であること。</p> <p>(3) 電柱又は街灯柱1本につき1個のみとすること。</p> <p>(4) 路面から当該広告物等の下端までの高さは、3.5 m以上であること。</p> <p>(5) 歩車道の区別のない道路では、路線と平行又は道路と反対側へ突き出すものであること。</p> <p>(6) 歩車道の区別のある道路では、歩道の範囲内において突き出すものであること。</p> <p>(7) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(8) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、高さが4 m未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30 m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

5 立看板その他これに類するもの

種 別	許 可 の 基 準
一 般 広告物	<p>(1) 広告表示面積は、2 m²以下であること。</p> <p>(2) 脚部の高さは、0.5 m以下であること。</p> <p>(3) 道路及び鉄道の路端から10 m以上離れていること。</p> <p>(4) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、高さが4 m未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30 m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

6 広告幕

区 分	種 別	許 可 の 基 準
横断幕	一般 広告物	<p>(1) 長さは、15m以下であること。</p> <p>(2) 幅は、1.3m以下であること。</p> <p>(3) 地上から幕の下端までの高さは、車道上の場合は4.5m以上、歩道及びその他の場所の場合は3.5m以上であること。</p> <p>(4) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、4m未満であること。</p> <p>(6) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>
懸垂幕	一般 広告物	<p>(1) 長さは、15m以下であること。</p> <p>(2) 幅は、1.3m以下であること。</p> <p>(3) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(4) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5㎡未満で、かつ、合計10㎡未満であること。</p> <p>イ 高さは、4m未満であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

6 広告幕 (続き)

区 分	種 別	許 可 の 基 準
のぼり・旗その他これらに類するもの(広告旗に該当するものを除く。)	一 般 広告物	<p>(1) 縦4 m以下、横1.5 m以下であること。</p> <p>(2) 地上から当該広告物等の下端までの高さは、1.8 m以上であること。</p> <p>(3) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(4) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>ア 広告表示面積は、1面につき5 m²未満で、かつ、合計10 m²未満であること。</p> <p>イ 高さは、4 m未満であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30 m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

7 はり紙

種 別	許 可 の 基 準
一 般 広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1枚につき1 m²以下であること。</p> <p>(2) 1面につき2枚以内とすること。</p> <p>(3) 全面にのり付けしないこと。</p> <p>(4) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(5) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等の上端までの高さが、4 m未満である場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30 m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

8 はり札その他これに類するもの

種 別	許 可 の 基 準
一 般 広告物	<p>(1) 広告表示面積は、1枚につき0.3 m²以下であること。</p> <p>(2) 1面につき2枚以内とすること。</p> <p>(3) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(4) 第2種許可地域又は第4種許可地域においては、彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。ただし、当該広告物等の上端までの高さが、4 m未満である場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30 m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

9 広告旗

種 別	許 可 の 基 準
一 般 広 告 物	<p>(1) 広告表示面積は、2 m²以下であること。</p> <p>(2) 地上から当該広告物等の上端までの高さは、3 m以下であること。</p> <p>(3) 第1種許可地域においては、案内用広告物であること。</p> <p>(4) 第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域又は第5種許可地域においては、信号機を有する交差点から30 m以上離れていること。ただし、商業地域に表示し、又は設置するものである場合又は案内用広告物である場合は、この限りでない。</p>

備 考

- 1 第1種許可地域、第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域及び第5種許可地域については、市長が別に定めて告示する。
- 2 電光可変表示装置を使用する広告物である場合におけるこの表の適用については、当該広告物のうち電光可変表示装置に係る部分の面積に3を乗じて得た面積に当該広告物のうち電光可変表示装置以外の部分の面積を加えて得た面積をもって、当該広告物の広告表示面積とする。
- 3 この表に定める許可の基準に適合する広告物等であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、許可しない。
 - (1) 蛍光塗料を使用したもの
 - (2) 高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区の区域において、栗林公園内の眺望地点から望見されるもの
 - (3) 高速自動車国道の路端から100 m以内の区域における広告物等のうち、次のいずれかに該当するもの（当該広告物の上端が、当該広告物等に最も近い高速自動車国道より低い位置にあるものを除く。）
 - ア ネオンその他の広告物等の照明が点滅するもの
 - イ 回転灯を使用しているもの
 - (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30 mの区域における一般広告物（広告板、屋上広告、壁面広告、突出し広告、懸垂幕及びのぼり・旗その他これらに類するものに限る。）
 - (5) 高速自動車国道の路端から100 m以内の区域における一般広告物（広告板、屋上広告、壁面広告、突出し広告、懸垂幕及びのぼり・旗その他これらに類するものに限る。）のうち、当該一般広告物の上端が、地上から12 mを超えるもの
 - (6) 高速自動車国道の路端から100 m以内の区域における屋上広告のうち、広告表示面積が200 m²（一般広告物の場合は100 m²）を超えるもの
 - (7) 高速自動車国道（高架の道路の区間を除く。以下この号において同じ。）の路端から500 m以内の区域における一般広告物のうち、当該一般広告物の上端が、当該一般広告物に最も近い高速自動車国道より高い位置にあるもの
- 4 用語の解釈は、次のとおりとする。
 - (1) 一般広告物とは、自家用広告物以外の広告物等をいう。
 - (2) 自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等をいう。
 - (3) 案内用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容、

自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場（以下「事業所等」という。）までの距離又は自己の連絡先のみを表示する一般広告物であって、次に掲げる基準を満たすものをいう。

ア 広告表示面積は、1面につき5㎡以下で、かつ、合計10㎡以下であること。

イ 表示し、又は設置する場所から当該事業所等までの距離は、1,000m以内であること。

ウ 一の事業所等について、4件を超えて表示し、又は設置するものでないこと。

エ 彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の広告表示面積の2分の1以下であること。

(4) 広告物等の種類ごとの解釈は、次のとおりとする。

種 別	解 釈
広 告 板	木製、金属製等のもので、土地に建てられ、又は建築物若しくは工作物に取り付けられるものをいう。
屋 上 広 告	建築物又は工作物の屋上に表示するものをいう。
壁 面 広 告	建築物又は工作物の外壁面に表示するもの（外壁面から突き出すものを除く。）をいう。
突出し広告	建築物又は工作物の外壁面から突き出して表示するものをいう。
アーチ広告	木製、金属製等のもので、道路を横断して設置されるものをいう。
電 柱 広 告	電柱又は街灯柱を利用するもので、塗装により表示するもの、金属製等のものを巻き付けて表示するもの又は物件を添加して表示するものをいう。
立 看 板	布、木、金属等の材料を使用して作られ、移動性のあるもので、建築物又は工作物に立て掛けられ、又は単独で立てられるものをいう。
は り 紙	紙を使用して作られたもので、建築物その他の物件にはり付けるものをいう。
は り 札	布、木、金属等の材料を使用して作られ、建築物その他の物件に表示するもので、その面積が0.3㎡以下のものをいう。
広 告 旗	広告を表示した布、ビニールその他これらに類するもの（以下この欄において「布等」という。）の一方の辺にさお又は棒を取り付け、当該布等の上部の辺をさお又は棒で支えた旗状の広告物で、その布等の面積が2㎡以下のものをいう。

高松市告示第785号

高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号。以下「条例」という。）第3条第2号から第4号まで、第6号、第7号および第10号の規定に基づく禁止地域等の範囲および高松市屋外広告物条例施行規則（平成11年高松市規則第7号）別表第1備考1の規定に基づく第1種禁止地域および第2種禁止地域を指定し、平成26年4月1日から施行し、屋外広告物の表示等の禁止地域の指定（平成11年高松市告示第97号）は、平成26年3月31日限り、廃止します。

平成25年9月27日

高松市長 大西秀人

1 条例第3条第2号から第4号まで、第6号、第7号および第10号の規定に基づく禁止地域等の範囲の指定

該当条項	該当条文	指定地域
第3条第2号	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条または第78条第1項の規定により指定された建造物およびその周囲で市長が指定する範囲内にある地域	当該文化財の敷地および境域
	文化財保護法第109条第1項もしくは第2項または第110条第1項の規定により指定され、または仮指定された地域または場所で市長が指定する区域	史跡名勝天然記念物に指定され、または仮指定された地域または場所（史跡および天然記念物屋島に指定されている区域（以下「屋島区域」という。）のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が指定されている区域を除く。）
第3条第3号	香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により指定された建造物およびその周囲で市長が指定する範囲内にある地域	当該文化財の敷地および境域
第3条第4号	高松市文化財保護条例（昭和41年高松市条例第13号）第8条第1項の規定により指定された建造物およびその周囲で市長が指定する範囲内にある地域	当該文化財の敷地および境域

第3条第6号	香川県自然環境保全条例（昭和49年香川県条例第17号）第15条第1項または第23条第1項の規定により指定された香川県自然環境保全地域または香川県緑地環境保全地域の区域内で市長が指定する地域ならびに同条例第28条第1項の規定により指定された自然記念物およびその周囲で市長が指定する範囲内にある地域	香川県自然環境保全地域の区域内と自然記念物の敷地および境域
第3条第7号	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域で市長が指定する区域	当該特別地域（屋島区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により用途地域が指定されている区域を除く。）
第3条第10号	特に良好な景観を形成し、または風致を維持するために必要なものとして市長が指定する地域または場所	別表に掲げる交点が存する交差点（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第5号に規定する交差点をいい、道路幅員が16メートル以上の道路同士が交差するものに限る。）に係る停止線から30メートル以内の範囲

2 第1種禁止地域に指定する禁止地域等

条例第3条第1号から第9号までに掲げる禁止地域等

3 第2種禁止地域に指定する禁止地域等

条例第3条第10号に掲げる禁止地域等

4 第1種禁止地域および第2種禁止地域が重なる地域は、第1種禁止地域とする。

別表（第1項関係）

県道高松王越坂出線と市道郷東中央線との交点
市道高松海岸線と臨港道路朝日町本線との交点
県道高松東港線と市道高松海岸2号線との交点
市道高松海岸2号線と市道屋島東山崎線との交点
県道高松善通寺線と市道郷東中央線との交点
県道高松善通寺線と市道五番町西宝線との交点
国道11号と市道朝日町仏生山線との交点
国道11号と県道高松東港線との交点

国道 1 1 号と市道福岡林線との交点
国道 1 1 号と市道屋島東山崎線との交点
県道牟礼中新線と市道朝日町仏生山線との交点
県道牟礼中新線と市道上福岡多肥下町線との交点
県道牟礼中新線と市道福岡林線との交点
国道 1 1 号と市道花ノ宮木太線との交点
市道花ノ宮木太線と市道朝日町仏生山線との交点
市道花ノ宮木太線と市道上福岡多肥下町線との交点
県道高松長尾大内線と県道中徳三谷高松線との交点
県道高松長尾大内線と市道室町新田線との交点
県道川東高松線と市道木太鬼無線との交点
国道 1 1 号と市道木太鬼無線との交点
市道木太鬼無線と市道朝日町仏生山線との交点
市道木太鬼無線と市道上福岡多肥下町線との交点
国道 1 1 号と県道檀紙鶴市線との交点
国道 1 1 号と国道 3 2 号との交点
国道 1 1 号と国道 1 9 3 号との交点
国道 1 1 号（高松東道路）と市道朝日町仏生山線との交点
国道 1 1 号（高松東道路）と市道上福岡多肥下町線との交点
国道 1 1 号（高松東道路）と県道中徳三谷高松線との交点
国道 1 1 号（高松東道路）と県道高松長尾大内線との交点
県道三木国分寺線と県道円座香南線との交点
国道 3 2 号と県道三木国分寺線との交点
県道太田上町志度線と市道多肥上町 1 9 号線との交点
県道太田上町志度線と県道中徳三谷高松線との交点
国道 3 2 号と県道円座香南線との交点

高松市告示第1070号

高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）第3条第2号から第4号まで、第6号、第7号及び第10号の規定に基づく禁止地域等の範囲を指定する件（平成25年高松市告示第785号）の一部を次のように改正し、平成26年12月15日から適用します。

平成26年12月15日

高松市長 大西秀人

別表に次のように加える。

市道高松海岸線と臨港交通施設（臨港道路）B地区1号線との交点

高松市告示第 2 9 6 号

高松市屋外広告物条例（平成 1 0 年高松市条例第 5 0 号）第 3 条第 2 号から第 4 号まで、第 6 号、第 7 号及び第 1 0 号の規定に基づく禁止地域等の範囲を指定する件（平成 2 5 年高松市告示第 7 8 5 号）の一部を次のように改正し、平成 3 0 年 4 月 2 日から適用します。

平成 3 0 年 4 月 2 日

高松市長 大 西 秀 人

別表に次のように加える。

国道 1 9 3 号と県道太田上町志度線との交点

高松市告示第763号

高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）第3条第2号から第4号まで、第6号、第7号及び第10号の規定に基づく禁止地域等の範囲を指定する件（平成25年高松市告示第785号）の一部を次のように改正し、令和4年10月22日から適用します。

令和4年10月21日

高松市長 大西秀人

別表に次のように加える。

県道中徳三谷高松線と市道木太鬼無線との交点

高松市告示第48号

高松市屋外広告物条例施行規則（平成11年高松市規則第7号）別表第2備考1の規定に基づき第1種許可地域、第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域及び第5種許可地域を次のとおり指定し、平成28年4月1日から施行し、屋外広告物の表示等の許可地域の指定（平成25年高松市告示第786号）は、平成28年3月31日限り、廃止します。

平成28年1月20日

高松市長 大西秀人

区 分	指 定 地 域
第1種 許可地域	高松市景観計画に定める屋島景観形成重点地区の区域
第2種 許可地域	都市計画法第5条の規定により指定されている都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域及び都市計画区域外の区域並びに高松市景観計画に定める都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区（C地区）、仏生山歴史街道景観形成重点地区及び讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区の区域
第3種 許可地域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域の区域（第1種許可地域、第2種許可地域及び第4種許可地域の区域を除く。）
第4種 許可地域	高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区、都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区（A地区）及び都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区（B地区）の区域
第5種 許可地域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域（第1種許可地域、第2種許可地域及び第4種許可地域の区域を除く。）

備考 当該地域内に高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）第3条に規定する禁止地域等が存する場合は、当該禁止地域等の区域を除く。

様式集

❖様式のダウンロード先❖

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/toshi/okugai_kokoku/index.html

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者（広告主）住所〒

（所在地）

氏名

印

（名称及び代表者の氏名）

電話

屋外広告物許可申請書

次のとおり屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可を受けたいの

で、高松市屋外広告物条例 第5条
 第7条第3項 第7条第4項 第10条第3項 の規定により申請します。

管理者	住所	〒		
	氏名 (名称及び代表者の氏名)			
	電話(連絡先)			
工事 施工者	住所	〒		
	氏名 (名称及び代表者の氏名)			
	登録番号			
表示又は設置の場所				
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで		
許可地域 等の区分	<input type="checkbox"/> 許可地域	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種 <input type="checkbox"/> 第4種 <input type="checkbox"/> 第5種		
	<input type="checkbox"/> 禁止地域	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種		
広告物の種別		<input type="checkbox"/> 自家用広告物 <input type="checkbox"/> 一般広告物（ <input type="checkbox"/> 案内用広告物 <input type="checkbox"/> その他）		
着工予定年月日		年 月 日	竣工予定年月日	年 月 日
現在の 許可に ついて	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	許可番号	第 号		
※許可	高松市指令都 第 号	この申請を(別紙条件を付けて)許可します。 年 月 日		
	年 月 日から 年 月 日まで	高松市長		
※手数料	円			

(裏)

広告物の種類、形状・寸法等					
No.	広告物の種類	形状・寸法	表示面積	高さ	照明装置
1		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
6		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
7		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10		縦横面数 m× m× 面	m ²	m	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

備考

- 1 申請者は、当該広告物等の表示者又は設置者であり、実際に広告物等を表示し、又は設置する行為者ではありません。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。
- 4 該当する□内にレ印を付けてください。
- 5 広告物の種類欄には、広告板、屋上広告、壁面広告等の種類を記入してください。
- 6 高さ欄には、地上から当該広告物の上端までの高さを記入してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者（広告主）住所〒
 （所在地）
 氏名 ⑩
 （名称及び代表者の氏名）
 電話

屋外広告物変更等許可申請書

次のとおり屋外広告物の変更（屋外広告物を掲出する物件の改造）の許可を受けたいので、高松市屋外広告物条例第11条第1項の規定により申請します。

管理者	住所	〒	
	氏名 <small>（名称及び代表者の氏名）</small>		
	電話（連絡先）		
工事 施工者	住所	〒	
	氏名 <small>（名称及び代表者の氏名）</small>		
	登録番号		
表示又は設置の場所			
着工予定年月日	年 月 日	竣工予定年月日	年 月 日
変更事項			
変更理由			
現在の許可について	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	許可番号	第 号	
※許可	高松市指令都 第 号	この申請を（別紙条件を付けて）許可します。 年 月 日 高松市長	
	年 月 日から 年 月 日まで		
※手数料	円		

備考

- 1 申請者は、当該広告物等の表示者又は設置者であり、実際に広告物等を表示し、又は設置する行為者ではありません。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者（広告主）住 所 〒
 （所在地）
 氏 名 ⑩
 （名称及び代表者の氏名）
 電 話

屋外広告物表示・設置完了（中止）届

高松市屋外広告物条例施行規則第7条の2の規定により、次のとおり届けます。

表示又は設置の場所		
工事 施工者	住 所	
	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
	登 録 番 号	
完了又は中止の年月日		年 月 日
現在の 許可に ついて	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
	許可番号	第 号
表示又は 設置を中止 したときは、 その理由		

備考

- 1 届出者は、当該広告物等の表示者又は設置者であり、実際に広告物等を表示し、又は設置する行為者ではありません。
- 2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所 〒
（所在地）
氏名
（名称及び代表者の氏名）
電話

印

屋外広告物 除却 届 滅失

高松市屋外広告物条例 第14条第2項 の規定により、次のとおり届けます。
第15条第3項

許 可 日 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
表 示 又 は 設 置 の 場 所	
除 却（滅失） 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 除却後の状況を示すカラー写真を添付してください。
- 2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者（広告主）住 所〒
 （所在地）
 氏 名 ⑩
 （名称及び代表者の氏名）
 電 話

屋 外 広 告 物 設置者 変更届 管理者

高松市屋外広告物条例第15条第2項の規定により、次のとおり届けます。

設置者 (管理者)	住 所	〒
	氏 名 <small>(名称及び代表者の氏名)</small>	
	電 話(連絡先)	
従前の 設置者 (管理者)	住 所	〒
	氏 名 <small>(名称及び代表者の氏名)</small>	
	電 話(連絡先)	
表示又は設置の場所		
現在の 許可に ついて	許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	許 可 番 号	第 号
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		

備考 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者（広告主）住 所〒
 （所在地）
 氏 名
 （名称及び代表者の氏名）
 電 話

屋 外 広 告 物 設 置 者 氏 名 等 変 更 届

高松市屋外広告物条例第15条第4項の規定により、次のとおり届けます。

区 分		変 更 前	変 更 後
設 置 者	住 所	〒	〒
	氏 名 <small>（名称及び代表者の氏名）</small>		
	電 話（連絡先）		
管 理 者	住 所	〒	〒
	氏 名 <small>（名称及び代表者の氏名）</small>		
	電 話（連絡先）		
表示又は設置の場所			
現 在 の 許 可 に つ い て	許 可 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
	許 可 番 号	第	号
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

（宛先） 高 松 市 長

申請者 住所〒
 （所在地）
 氏名
 （名称及び代表者の氏名）
 電話

印

屋外広告業登録申請書

高松市屋外広告物条例第23条第1項第3項の規定による登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

登録の種類 (いずれかを○印で囲むこと。)	新規・更新	
フリガナ		
氏名 (名称及び代表者の氏名)		
住所	郵便番号 ()	電話 () -
高松市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	名称	郵便番号 ()
	住所(所在地)	電話 () -
業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称等	所属営業所名	
	氏名	
	資格	
法人である場合はその役員の職氏名	職	フリガナ 氏名
未成年者である場合の法定代理人の氏名、又は名称及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所)	フリガナ	
	氏名 (商号又は名称及び代表者の氏名)	
	住所	郵便番号 () 電話 () -
法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名	職	フリガナ 氏名
※登録番号	高松市屋外広告業登録第 号	
※登録年月日	年 月 日	

備考

- 1 新規登録の場合は、※印の欄は記入しないでください。
- 2 業務主任者に係る「資格」の欄には、その資格に係る高松市屋外広告物条例の該当規定を記入してください。
- 3 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

(宛先) 高 松 市 長

申請者 住所

(所在地)

氏名

㊞

(名称及び代表者の氏名)

電話

誓 約 書

私は、(登録申請者・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員)として、高松市屋外広告物条例第 2 3 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

<高松市屋外広告物条例第 2 3 条の 4 第 1 項各号の要約>

(登録の拒否)

登録の拒否とは、登録申請者が次の(1)から(7)までのいずれかに該当するとき、又は屋外広告業登録申請書やその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載、重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものです。

- (1) 登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- (2) 登録を受けて屋外広告業を営む者で法人であるものが、登録を取り消され、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- (3) 業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合はその役員を含む。)が(1)から(4)までのいずれかに該当する者
- (6) 法人でその役員のうちに(1)から(4)までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

「登録申請者・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員」については、いずれか該当するものを○印で囲んでください。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所〒

（所在地）

氏名 ⑩

（名称及び代表者の氏名）

電話

屋外広告業登録事項変更届

次のとおり屋外広告業の登録事項に変更があったので、高松市屋外広告物条例第23条の5第1項の規定により届けます。

登 録 番 号		高松市屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日		年 月 日
変更内容	変更に係る事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 変更に係る事項を証する書類を添付してください。
- 2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住所

(所在地)

氏名 ⑩

(名称及び代表者の氏名)

電話

屋外広告業登録事項証明書交付申請書

次のとおり屋外広告業登録事項証明書交付申請書の交付を申請します。

交付を希望する屋外広告業登録事項証明書	
登 録 番 号	高松市屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

備考 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所

（所在地）

氏名 ㊟

（名称及び代表者の氏名）

電話

屋外広告業廃業等届

高松市屋外広告物条例第23条の8第1項の規定により、次のとおり届けます。

登 録 番 号	高松市屋外広告業登録第	号
登 録 年 月 日	年	月 日
届出に係る屋外広告業者	氏 名 <small>（名称及び代表者の氏名）</small>	
	住 所 <small>（所在地）</small>	郵便番号（ — ） 電話（ ） —
廃業等の内容 <small>（該当する番号を○印で囲んでください。）</small>	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋外広告業者の死亡 2 合併による法人の消滅 3 破産による法人の解散 4 合併及び破産以外の理由による解散 5 高松市の区域内における営業の廃止 	
廃業等の年月日	年	月 日
届出者と屋外広告業者との関係 <small>（該当する番号を○印で囲んでください。）</small>	<ul style="list-style-type: none"> 1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人 6 代表役員 	

備考 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。

平成 年 月 日

（宛先） 高 松 市 長

申込者 氏名

電話

屋外広告物講習会受講申込書

高松市屋外広告物条例第24条の規定による講習会を受けたいので、次のとおり申し込めます。

※受付年月日		※受付番号	
申 込 者	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年	月 日生
	住 所	〒	
	勤務先及び 所 在 地	〒	
納入通知書送付先		個人 ・ 勤務先	
参考テキスト購入 希望の有無 (当日は使用しません)		有 ・ 無	
※屋外広告物の施工に関する事項の受講の免除 決定年月日及び番号			

備考 ※欄は記入しないでください。

平成 年 月 日

（宛先） 高 松 市 長

申請者 氏名

⑨

電話

屋外広告物講習会の講習要目の一部免除申請書

高松市屋外広告物条例施行規則第19条第2項の規定により、講習要目の受講の一部免除を受けたいので、次のとおり申請します。

※ 受付年月日		※ 受付番号	
申 請 者	氏 名		
	生年月日	年	月 日生
	住 所	〒	
屋外広告物の 施工に関する 事項の受講免 除の該当事由		<ol style="list-style-type: none"> 1 建築士法第2条第1項に規定する建築士であること。 2 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士であること。 3 第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。 4 帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けていること。 5 帆布製品製造科に係る法定職業訓練を修了したこと。 	

備考

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。
- 3 資格を証する書面の写しを添付してください。

様式第20号（第22条関係）

屋 外 広 告 業 登 録 票	
氏 名 又 は 名 称	
法人である場合の代表者の氏名	
登 録 番 号	高松市屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
この営業所に置かれている 業務主任者の氏名	

↑
35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上
↓

← 40センチメートル以上 →

(表)
高松市屋外広告物チェックリスト

書類提出日	年 月 日 ()		
表示・設置場所	高松市		
連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 工事施工者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	住所	〒	
	氏名		
	担当者		
	電話		

I 表示・設置場所に関する条件

用途地域	住居系	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域
	商業・工業系	<input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域
	未指定	<input type="checkbox"/> 用途白地地域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外
景観形成重点地区	<input type="checkbox"/> 栗林公園周辺 <input type="checkbox"/> 仏生山歴史街道 <input type="checkbox"/> 都市軸沿道 (<input type="checkbox"/> (A、B) <input type="checkbox"/> (C)) <input type="checkbox"/> 屋島 <input type="checkbox"/> 讃岐国分寺跡周辺	
その他	<input type="checkbox"/> 風致地区や文化財保護法等の適用を受ける禁止地域内 <input type="checkbox"/> 4車線以上の道路が交差する交差点から30mの範囲内 (商業地域は除く。) <input type="checkbox"/> 史跡・天然記念物「屋島」の区域内 (相引川を境に屋島側) <input type="checkbox"/> 高松自動車国道 (高速道路) の路端から100m以内 <input type="checkbox"/> 高松自動車国道 (高速道路) のインターチェンジから30m以内	

※用途地域については、高松市ホームページ (もっと高松) 内の『たかまっぷ』で確認することができます。(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/takamap/index.html)

II 屋外広告物の規格に関する条件

広告種別	<input type="checkbox"/> 自家用広告物 <input type="checkbox"/> 一般広告物 (<input type="checkbox"/> 案内用 <input type="checkbox"/> その他)
広告種類	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出し広告 <input type="checkbox"/> その他 ()
照明装置	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 内照式 <input type="checkbox"/> 外照式)
電光可変表示装置	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
色彩	色彩基準に適合している。(彩度8を超える色彩は表示面積の1/2以下。) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 色彩基準なし
その他 <input type="checkbox"/> 自家用広告物 (右欄記入不要)	他の一般広告物と5m以上離れている。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 信号機を有する交差点から30m以上離れている。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (<input type="checkbox"/> 案内用広告物適合 <input type="checkbox"/> 商業地域内 <input type="checkbox"/> 下端15m以上)

Ⅲ 許可申請書の提出に必要な書類

必 要 な 書 類	提出部数	チェック欄
<input type="checkbox"/> 屋外広告物許可申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 屋外広告物変更許可申請書（様式第3号）	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 屋外広告物チェックリスト	1部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 表示・設置する位置を明らかにした図（位置図）（配置図）	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 付近の状況又は点検時の状況を示すカラー写真（一般広告物の場合は、相互間距離が確認できるように遠景の写真も必要）	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 形状、面積、寸法、色彩、意匠（マンセル値の記載要）、素材、位置、構造、照明装置等を明らかにした仕様書及び図面	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 屋外広告物安全点検報告書	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 屋外広告物自己点検報告書（上記安全点検報告書の提出がある場合提出不要）	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 点検者資格証明書（点検者資格が必要な場合）	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 管理者資格証明書（管理者資格が必要な場合）	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 土地等所有者の承諾書（一般広告物の場合）	2部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不要

- ※ 1 提出いただいた書類は、許可証を交付する際に1部返却いたします。
2 屋外広告物安全点検報告書は平成30年10月1日以降の申請分から必要となりました。

Ⅳ 許可申請書の提出に係る注意事項

1 許可申請に係る手数料については、適合審査（審査期間：約2週間）後に納付書を送付しますので、最寄りの高松市指定金融機関等で納めてください。 納付書送付先： <input type="checkbox"/> 許可申請者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 工事施工者 <input type="checkbox"/> その他（ ） 許可書送付先： <input type="checkbox"/> 許可申請者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 工事施工者 <input type="checkbox"/> その他（ ） 更新案内送付先： <input type="checkbox"/> 許可申請者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 工事施工者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 納付書、許可申請書（副本）については、郵送で送付しますが、返信用の封筒等は必要ありません。（速達を希望される場合は、速達料金を貼り付けた返信用封筒をご用意ください。）
3 許可を受ける前に、屋外広告物を表示（設置）又は改造を行った場合は、条例違反として是正指導の対象となります。（違反者として氏名等の公表を受けることがあります。）

高松市確認欄（記入しないでください。）

地域区分	<input type="checkbox"/> 第1種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第2種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第1種許可地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域 <input type="checkbox"/> 第3種許可地域 <input type="checkbox"/> 第4種許可地域 <input type="checkbox"/> 第5種許可地域
高さ	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 基準なし <input type="checkbox"/> 既存不適
広告表示面積	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 基準なし <input type="checkbox"/> 既存不適
相互間距離	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 既存不適
色彩基準	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 既存不適（ <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計算表）彩度：
その他の基準	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 既存不適（ <input type="checkbox"/> 交差点 <input type="checkbox"/> 案内用 <input type="checkbox"/> 高速）

◆問い合わせ・提出（郵送可）先◆

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市 都市整備局 都市計画課 景観係 TEL：087-839-2455 FAX：087-839-2452

年 月 日

(宛先) 高松市長

報告者(広告主) 住 所〒
(所在地)
氏 名 ⑩
(名称及び代表者の氏名)
電 話

屋外広告物安全点検報告書

高松市屋外広告物条例第13条の2第1項の規定に基づき点検した屋外広告物が、良好な状態であることを下記のとおり報告します。

1 屋外広告物の概要

(1)表示内容	
(2)広告物の種類	
(3)個数	個
(4)広告物の設置場所	
(5)広告物の設置年月日	年 月 日
(6)前回許可年月日、番号	年 月 日、第 号

2 点検結果

点検項目	異常の有無	改善の概要
(1)取付け(支持)部分の変形又は腐食	有・無	
(2)主要部材の変形又は腐食	有・無	
(3)ボルト、ビス等のさび	有・無	
(4)表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
(5)表示面の破損	有・無	
(6)その他特に点検した箇所	有・無	

添付書類 点検時の写真

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

点検年月日 年 月 日

屋外広告物点検者 住所
(所在地)
氏名 ⑩
(名称及び代表者の氏名)
電話

年 月 日

(宛先) 高松市長

報告者(広告主) 住 所〒
(所在地)
氏 名 ⑩
(名称及び代表者の氏名)
電 話

屋外広告物自己点検報告書

高松市屋外広告物条例第13条第1項の規定に基づき管理する屋外広告物が、良好な状態であることを下記のとおり報告します。

1 屋外広告物の概要

(1)表 示 内 容	
(2)広 告 物 の 種 類	
(3)個 数	個
(4)広 告 物 の 設 置 場 所	
(5)広 告 物 の 設 置 年 月 日	年 月 日
(6)前 回 許 可 年 月 日、番 号	年 月 日、第 号

2 点検結果

点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要
(1)取付け(支持)部分の変形又は腐食	有・無	
(2)主要部材の変形又は腐食	有・無	
(3)ボルト、ビス等のさび	有・無	
(4)表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
(5)表示面の破損	有・無	
(6)その他 特に点検した箇所	有・無	

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

点検年月日 年 月 日

屋外広告物管理者 住所
(所在地)
氏名 ⑩
(名称及び代表者の氏名)
電話

屋外広告物許可申請等提出書類一覧

提出書類	新規	継続	変更	完了報告	除却
屋外広告物許可申請書 【指定様式（様式第1号）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
屋外広告物変更許可申請書 【指定様式（様式第3号）】（必要な場合＊1）			<input type="checkbox"/>		
屋外広告物表示・設置完了（中止）届 【指定様式（様式第3号の2）】				<input type="checkbox"/>	
屋外広告物除却・滅失届 【指定様式（様式第6号）】					<input type="checkbox"/>
屋外広告物チェックリスト 【指定様式】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
広告物を表示（設置）する位置を明らかにした図 （位置図・配置図）	<input type="checkbox"/>				
付近の状況、広告物の状況又は除却後の状況を示す カラー写真（一般広告物の場合は、相互間距離が確認 できること）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
形状、面積、寸法、意匠（マンセル値の記載要）、素材、位置、 構造、照明装置等を明らかにした仕様書及び図面 （変更の場合は変更する内容を明らかにしたもの）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
点検者資格証明書の写し（必要な場合＊2）	△	<input type="checkbox"/>			
管理者資格証明書の写し（必要な場合＊2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
土地所有者の承諾書（一般広告物の場合）	<input type="checkbox"/>				
安全点検報告書【指定様式】（必要な場合＊3）	△	<input type="checkbox"/>			
自己点検報告書【指定様式】（必要な場合＊3）	△	<input type="checkbox"/>			
他法令等の許可証の写し（必要な場合）				<input type="checkbox"/>	

<備考>

- * 1 面積・寸法の変更を伴う場合は、様式第1号（裏面）の一覧表も添付してください。
- * 2 管理者・点検者資格が必要な場合：広告物の上端が地上からの高さ4mを超えるか、広告表示面積が30㎡を超える広告物。
資格証明書の写しの提出がない場合、許可期間が1年になります。
- * 3 自己点検報告書及び安全点検報告書は、新規申請においては原則不要ですが、既に表示・設置されているもの（広告主変更によるもの、旧条例許可地域外のもの等）については、添付が必要です。
- * 4 継続申請は許可期間満了前に、変更申請は着工前に手続きを行ってください。
- * 5 上記のほか、管理者等を変更する場合は、「屋外広告物設置者・管理者変更届【指定様式（様式第8号）】」又は「屋外広告物設置者・管理者氏名等変更届【指定様式（様式第9号）】」の提出が必要です。
- * 6 指定様式は、高松市ホームページ「もっと高松」でダウンロードできます。
URL： http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/toshi/okugai_kokoku/sinsei.html

年 月 日

(宛先) 高松市長

住所

氏名

⑩

電話

同 意 書

私は、〇〇株式会社 代表取締役〇〇が高松市に屋外広告業の登録を申請するにあたり、私の住民登録状況を、高松市が公簿等により確認することについて同意します。

屋外広告業登録申請等提出書類一覧表

I 屋外広告業（登録・更新）申請手続提出書類		個人	法人
屋外広告業登録申請書【指定様式（様式第12号）】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	誓約書【指定様式（様式第12号の2）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書（*1）		<input type="checkbox"/>
	住民票の抄本又は同意書（*2）	<input type="checkbox"/>	
	業務主任者の資格証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	業務主任者の住民票の抄本又は同意書（*2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 屋外広告業変更手続提出書類		個人	法人
変更事項	提出書類	/	/
屋外広告業登録事項変更届【指定様式（様式第14号）】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登記事項証明書（*1）		<input type="checkbox"/>
	住民票の抄本又は同意書（*2）	<input type="checkbox"/>	
	誓約書【指定様式（様式第12号の2）】 （法人の代表者変更の場合）		<input type="checkbox"/>
2 営業所の名称及び所在地	登記事項証明書（*1）（商業登記の変更を伴う場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 法人の役員の氏名	誓約書【指定様式（様式第12号の2）】		<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書（*1）		<input type="checkbox"/>
4 業務主任者の氏名	業務主任者の資格証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	業務主任者の住民票の抄本又は同意書（*2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III 屋外広告業廃業等手続提出書類		個人	法人
屋外広告業廃業等届【指定様式（様式第14号の4）】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
廃業等事項		届出者	
1 屋外広告業者の死亡	→	相続人	
2 法人が合併により消滅した場合	→	法人を代表する役員であった者	
3 法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	→	破産管財人	
4 法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合	→	清算人	
5 高松市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	→	屋外広告業者であった個人又は法人を代表する役員	

<備考>

- * 1 登記事項証明書：履歴事項全部証明書。申請又は届出前3か月以内に発行されたもの。
- * 2 住民票の抄本：申請又は届出前3か月以内に発行されたもの。高松市に住民登録がある者で住民票を省略する場合は、同意書（任意様式）を提出してください。
- * 3 登録更新は、登録期間満了の90日前から30日前までに、変更又は廃業の届出は、変更の生じた日又は廃業した日から30日以内に手続きする必要があります。
- * 4 指定様式及び参考様式は、高松市ホームページ「もっと高松」でダウンロードできます。

URL： <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/>

[shinseisho/shinseisho/toshi/okugai_kokoku/okugai_toroku.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/shinseisho/shinseisho/toshi/okugai_kokoku/okugai_toroku.html)

屋外広告物に関する相談窓口

高松市 都市整備局 都市計画課 景観係

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2455 FAX : 087-839-2452

E-Mail : toshikei@city.takamatsu.lg.jp

